

平成22年7月30日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成20年(行ウ)第1号 行政文書非開示決定処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成21年12月14日

判 決

新潟市中央区東中通一番町86番地51 新潟東中通ビル3階

新潟中央法律事務所

原 告	新 潟 市 民 オ ン ブ ズ マ ン
同 代 表 者	齋 藤 裕
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	味 岡 申 宰
同	大 沢 理 尋
同	小 川 和 男
同	松 永 仁
同	小 淵 真 理 子
同	磯 部 亘
同	小 淵 真 史
同	内 山 晶
同	今 野 江 里 子
同	渡 邊 幹 仁

新潟市中央区新光町4番地1

被 告	新 潟 県
同 代 表 者	新 潟 県 公 安 委 員 会
同 委 員 会 代 表 者 委 員 長	本 望 雅 子
処 分 行 政 庁	新 潟 県 警 察 本 部 長
被 告 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	小 泉 一 樹
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	高 橋 直 己
同 指 定 代 理 人	磯 貝 康 成

同	神	田	惣	一
同	神	田	晃	成
同	山	崎	和	幸
同	末	吉		亨
同	横	田	光	義
同	名	塚	克	雄
同	辻			実

主 文

- 1 新潟県警察本部長が，原告に対し，平成16年5月19日付け広第101号をもってした行政文書部分公開決定のうち，刑事部捜査第一課平成14年度国費及び県費（ただし，捜査本部分を除く。），刑事部捜査第二課平成14年度国費及び県費，刑事部鑑識課平成14年度県費並びに新潟中央警察署平成14年度国費及び県費の現金出納簿中，捜査諸雑費の受入又は支出で，摘要欄に中間交付者の官職又は氏名が記載されていないものに係る出納年月日，支払事由（摘要）及び支払金額を非公開とした部分を取り消す。
- 2 新潟県警察本部長が，原告に対し，平成16年12月24日付け広第210号をもってした行政文書部分公開決定のうち，現金出納簿中，捜査諸雑費の受入又は支出で，摘要欄に中間交付者の官職又は氏名が記載されていないものに係る出納年月日，支払事由（摘要），収入金額，支払金額及び差引金額を非公開とした部分並びに支出証拠書類の支出伺中，取扱者及び補助者の決裁印，作成年月日並びに支出額を非公開とした部分を取り消す。
- 3 新潟県警察本部長が，原告に対し，平成16年12月24日付け広第211号をもってした行政文書部分公開決定のうち，現金出納簿中，捜査諸雑費の受入又は支出で，摘要欄に中間交付者の官職又は氏名が記載されていないものに係る出納年月日，支払事由（摘要），収入金額，支払金額及び差引金額を非公開とした部分並びに支出証拠書類の支出伺中，取扱者及び補助者の決裁印，作

成年月日並びに支出額を非公開とした部分を取り消す。

4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用はこれを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁判

1 原告

(1) 新潟県警察本部長が原告に対して、平成16年5月19日付け広第101号をもってした行政文書部分公開決定のうち別紙公開請求一覧表Ⅰの「文書の種類」欄記載の各文書のうち、「公開を求める部分」欄記載の各部分を非公開とした処分を取り消す。

(2) 新潟県警察本部長が原告に対して、平成16年12月24日付け広第210号をもってした行政文書部分公開決定のうち別紙公開請求一覧表Ⅱの「文書の種類」欄記載の各文書のうち、「公開を求める部分」欄記載の各部分を非公開とした処分を取り消す。

(3) 新潟県警察本部長が原告に対して、平成16年12月24日付け広第211号をもってした行政文書部分公開決定のうち別紙公開請求一覧表Ⅲの「文書の種類」欄記載の各文書のうち、「公開を求める部分」欄記載の各部分を非公開とした処分を取り消す。

(4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

2 被告

(1) 原告の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。平成16年新潟県条例第70号による改正前のもの。以下、「本件条例」という。）5条に基づき、実施機関である新潟県警察本部長（以下「県警本部長」という。）

に対し、新潟県警察（以下「県警」という。）の捜査費等に関する行政文書につき3回に渡って公開請求（以下、併せて「本件公開請求」という。）をしたところ、県警本部長から、当該情報の一部については本件条例7条2号、4号の非公開情報の一又は両者に該当するとして、これを公開しないこととし、その余を公開する旨の決定（以下「本件決定」という。）を受け、その後、上記公開しないとされた部分のうちの一部については公開されたものの、いまだ非公開とされている部分があることから、本件決定のうち同非公開部分の一部（別紙公開請求一覧表Ⅰ～Ⅲの「文書の種類」欄記載の各文書のうち、「公開を求める部分」欄記載の各部分。以下、上記各文書を「本件文書」といい、上記各部分を「本件請求部分」という。）に係る部分の取消しを求めた事案である。

2 本件条例の定め

(1) 目的

この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重することが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする（1条）。

(2) 定義

ア この条例において、公安委員会、警察本部長等は、「実施機関」とされている（2条1項）。

イ この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（2条2項本文）。

(3) 公開請求

ア 公開請求権

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の公開を請求することができる（5条）。

イ 行政文書の公開義務

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない（7条柱書）。

1, 3, 5, 6号 省略

2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等が規則で定める警察職員である場合又は当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。

4号 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることと実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

ウ 部分公開

実施機関は、公開請求に係る行政文書が非公開情報を記録した部分とそれ以外の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、公開請求者に対し、当該非公開情報を記録した部分を除いて、当該行政文書を公開しなければならない（8条1項）。

公開請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する（8条2項）。

エ 公開請求に対する決定等

実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政文書を公開するかどうかの決定（10条の規定《略》による決定を含め、以下「公開決定等」という。）をしなければならない（11条1項本文）。

オ 審査請求における諮問

公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、不服申立てが不適法であり、却下するとき等の場合を除き、新潟県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない（17条1項）。

上記諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、その諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない（17条3項）。

審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定

等に係る行政文書の提示を求めることができる（20条1項）。諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない（同条2項）。

3 前提事実等（末尾に証拠等を掲げていない事実は、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 原告は、地方公共団体等の不正、不当な行為を監視して、これを是正することを目的として結成され、新潟市の住民で構成される権利能力なき社団である（弁論の全趣旨）。

イ 被告は、本件決定をした県警本部長が所属する地方公共団体である。

(2) 原告は、本件条例6条1項に基づき、県警本部長に対し、次のとおり行政文書公開請求した（本件公開請求）。

ア 平成16年4月7日の公開請求

請求する行政文書の内容 平成14年度～平成15年度の県警本部捜査第一課、捜査第二課、鑑識課、新潟中央警察署、新潟東警察署、新潟西警察署で支出した捜査費（国費）、捜査報償費（県費）の予算と支出に関する文書及び個別執行に係る証拠書類（捜査費支出伺、捜査費支払精算書等、その添付書類としての領収書等）。

イ 平成16年11月29日の公開請求（その1）

請求する行政文書の内容 平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するもの全て。

ウ 平成16年11月29日の公開請求（その2）

請求する行政文書の内容 平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くもの全て。

(3) 県警本部長は、本件公開請求に対し、次のとおり決定した（本件決定）。

ア 県警本部長は、上記(2)アの公開請求に対し、平成16年5月19日付けで、別紙非公開部分一覧表Ⅰ「文書の種類」欄記載の文書のうち、同「公開しない部分」欄記載の各部分については公開しないこととし、その余を公開するとの行政文書部分公開決定（広第101号）をした。

イ 県警本部長は、上記(2)イ及びウの各公開請求に対し、各々、平成16年12月24日付けで、別紙非公開部分一覧表Ⅱ及びⅢ「文書の種類」欄記載の文書のうち、同「公開しない部分」欄記載の各部分については公開しないこととし、その余を公開するとの行政文書部分公開決定（広第210号、広第211号）をした。

(4) 原告は、本件決定について、新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、次のとおり審査請求を行った。

ア 原告は、平成16年7月5日、上記(3)アについて、「平成14年度に係る現金出納簿12冊（刑事部捜査第一課7冊、刑事部捜査第二課2冊、刑事部鑑識課1冊、新潟中央署1冊）」を非公開とした部分の取消しを求めて審査請求を行った。

イ 原告は、平成17年2月7日、上記(3)イについて、非公開とした部分の取消しを求めて審査請求を行った。

(5) 公安委員会は、平成16年8月26日付けで上記(4)アの審査請求に関し、平成17年3月17日付けで上記(4)イの審査請求に関し、それぞれ審査会に諮問をしたところ、審査会は、平成19年3月14日付けで、次のとおりの答申（以下「本件答申」という。）をした。

ア 上記(4)アの審査請求に関する諮問に対する答申

(ア) 県警本部長が、同審査請求の対象となった行政文書のうち、捜査が終了していない捜査本部に係る行政文書について、部分公開決定を行ったことは妥当である。

(イ) 県警本部長は、(ア)以外の行政文書について、捜査員若しくは中間交付

者の官職・氏名又は基本捜査費に係る事件名が記載されている場合の摘要及びそれに係る日を除き、公開すべきである。

イ 上記(4)イの審査請求に関する諮問に対する答申

県警本部長は、同審査請求の対象となった行政文書について、以下の部分を除き公開すべきである。

(ア) 現金出納簿のうち、捜査員若しくは中間交付者の官職・氏名又は基本捜査費に係る事件名が記載されている場合の摘要及びそれに係る日

(イ) 捜査費支出伺（以下「支出伺」という。）のうち、捜査員及び中間交付者の官職・氏名（印影を含む。）、作成日、交付年月日並びに基本捜査費に係る支出事由

(ウ) 捜査費交付書兼支払精算書（以下「交付書兼支払精算書」という。）のうち、捜査員及び中間交付者の官職・氏名（印影を含む。）、作成日並びに交付年月日

(エ) 捜査費支払精算書（以下「支払精算書」という。）のうち、捜査員の官職・氏名（印影を含む。）、作成日、交付日、支払年月日及び支払事由

(オ) 支払伝票の全部

(カ) 領収書の全部

(6) 上記審査請求に対し、公安委員会は、平成19年7月11日、本件決定のうち次の部分を非公開とした部分を取り消すとの裁決をした。同裁決を受け、県警本部長は、同年7月26日、本件決定のうち裁決により取り消された部分に係る行政文書について公開する旨の決定を行った（広第215号）。

ア 上記(4)アの審査請求について公開する部分

(ア) 現金出納簿（刑事部捜査第一課・平成14年度・県費・捜査本部・平成14年4月起）及び現金出納簿（刑事部捜査第一課・平成14年度・県費・捜査本部・平成14年5月起）の表紙の捜査本部の名称

(イ) 現金出納簿（刑事部捜査第一課・平成14年度・県費・捜査本部・平成14年9月起）及び現金出納簿（刑事部捜査第一課・平成14年度・県費・捜査本部・平成15年1月起）の第1頁第1行目の「摘要」の捜査本部の名称

(ウ) 下記 a の現金出納簿に係る下記 b の部分

a 対象現金出納簿

(a) 刑事部捜査第一課・平成14年度・国費

(b) 刑事部捜査第一課・平成14年度・県費

(c) 刑事部捜査第二課・平成14年度・国費

(d) 刑事部捜査第二課・平成14年度・県費

(e) 刑事部鑑識課・平成14年度・県費

(f) 新潟中央警察署・平成14年度・国費

(g) 新潟中央警察署・平成14年度・県費

b 取り消す部分

(a) 県本部取扱責任者（県警本部長）からの受入及び県本部取扱責任者への返納に係る「月」、「日」、「摘要」、「収入金額」及び「支払金額」

(b) 月分計、累計及び前葉からの繰越の記載に係る「月」、「日」、「摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引金額」、ただし、「次葉へ繰越」に続く「前葉からの繰越」の場合は、「月」、「日」、「摘要」及び「収入金額」

(c) 次葉へ繰越の記載に係る「月」、「日」、「摘要」及び「収入金額」

(d) 取扱者の引継ぎに係る記載

(e) 余白の行

(エ) 現金出納簿（刑事部捜査第二課・平成14年度・国費）の奨励慰労費の受払に係る「月」、「日」、「摘要」、「収入金額」及び「支払金額」

イ 上記(4)イの審査請求について公開する部分

(ア) 現金出納簿（警察本部少年課・平成15年度・県費，警察本部交通指導課・平成15年度・県費）の次の部分

(a) 県本部取扱責任者からの受入に係る「月」，「日」，「摘要」，「収入金額」及び「支払金額」

(b) 月分計，累計及び前葉からの繰越の記載に係る「月」，「日」，「摘要」，「収入金額」，「支払金額」及び「差引金額」

(c) 取扱者の引継ぎに係る記録

(d) 余白の行

(イ) 平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課に係る県費捜査費の支出証拠書類（捜査費総括表）の「前月からの繰越額」，「本月受入額」，「本月支払額」及び「残額」

(7) 原告は，平成20年1月9日，本件決定のうち本件請求部分に係る部分の取消しを求めて，本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著）。

(8) 本件請求部分について，文書の種別ごとに，その記載内容を整理すると，大要次のとおりである（乙7の1，2，乙8～乙11，乙22，弁論の全趣旨）。

ア 現金出納簿（以下，現金出納簿中の下記①～⑥の各部分については，「現金出納簿①」のように摘示する。別紙様式例1参照。）

① 捜査費の交付に係る受入又は支出の年月日

② 捜査費の交付に係る「摘要」欄のうち交付を受けた職員の階級・氏名，支払事由

③ 収入金額

④ 支払金額

⑤ 差引残高

⑥ 収入金額及び支払金額の記載件数並びに月額合計

ただし、③⑤については警察本部少年課・平成15年度・県費及び警察本部交通指導課・平成15年度・県費に限り、④については警察本部少年課・平成15年度・県費及び警察本部交通指導課・平成15年度・県費以外は捜査費の交付に係るものに限り（すなわち、③～⑤の個別の出納額については、警察本部少年課・平成15年度・県費及び警察本部交通指導課・平成15年度・県費は全て、それ以外は捜査費の交付に係る支払金額のみとなる。）、⑥については刑事部捜査第一課・平成14年度・県費・捜査本部の平成14年5月起及び9月起に限る。

イ 支出証拠書類中の支出伺及び支払精算書等（県警本部少年課・平成15年度・県費及び県警本部交通指導課・平成15年度・県費に限る。）

（ア）支出伺（以下、支出伺中の下記①～⑨の各部分については、「支出伺①」のように摘示する。別紙様式例2参照。なお、国費捜査費の場合には、様式例の「県費」が「国費」となる。以下同じ。）

- ① 取扱者の決裁印
- ② 補助者の決裁印
- ③ 作成年月日
- ④ 支出額
- ⑤ 捜査員の官職・氏名
- ⑥ 金額
- ⑦ 支出事由
- ⑧ 交付年月日
- ⑨ 領収印

（イ）支払精算書等

a 基本捜査費関係

（a）支払精算書（以下、支払精算書中の下記①～⑭の各部分については、「支払精算書①」のように摘示する。別紙様式例3参照。）

- ① 取扱者の決裁印
- ② 補助者の決裁印
- ③ 作成年月日
- ④ 宛名
- ⑤ 精算報告者の階級・氏名・印
- ⑥ 交付年月日
- ⑦ 交付額
- ⑧ 支払額
- ⑨ 差引過不足額
- ⑩ 支払年月日
- ⑪ 支払事由
- ⑫ 金額
- ⑬ 返納額の返納（又は不足額の領収）年月日
- ⑭ 領収印

(b) 立替払報告書（以下、立替払報告書中の下記①～⑩の各部分については、「立替払報告書①」のように摘示する。別紙様式例 4 参照。）

- ① 作成年月日
- ② 宛名
- ③ 立替払報告者の階級・氏名・印
- ④ 立替払金額の合計
- ⑤ 支払年月日
- ⑥ 金額
- ⑦ 債主者の住所・氏名
- ⑧ 支払事由
- ⑨ 備考
- ⑩ 報告年月日

⑪ 取扱者の確認印

(c) 支払精算書等及び立替払報告書の添付書類としての領収書等（捜査員が作成した支払報告書を含む。以下「精算領収書等」という。）

b 捜査諸雑費関係

(a) 交付書兼支払精算書（以下、交付書兼支払精算書中の下記①～⑮の各部分については、「交付書兼支払精算書①」のように摘示する。別紙様式例 5 参照。）

- ① 取扱者の決裁印
- ② 補助者の決裁印
- ③ 作成年月日
- ④ 宛名
- ⑤ 精算報告者の階級・氏名・印
- ⑥ 月数
- ⑦ 全体の交付額
- ⑧ 全体の支払額
- ⑨ 全体の返納額
- ⑩ 内訳欄の交付年月日
- ⑪ 内訳欄の官職，交付者名
- ⑫ 内訳欄の交付額
- ⑬ 内訳欄の支払額
- ⑭ 内訳欄の返納額
- ⑮ 確認印

(b) 支払伝票（以下、支払伝票中の下記①～⑦の各部分については、「支払伝票①」のように摘示する。別紙様式例 6 参照。）

- ① 作成年月日
- ② 捜査員の階級・氏名・印

- ③ 支払年月日
- ④ 金額
- ⑤ 支払先
- ⑥ 支払事由
- ⑦ 貼付領収書等

4 争点

本件請求部分に記載された情報が本件条例17条2号、4号の非公開情報の一又は両者に該当するか否か。

5 争点に関する当事者の主張

(1) 被告の主張

ア 本件条例7条2号、4号該当性

本件文書中の本件請求部分に記載されている情報は、本件条例7条4号に該当し、また、本件文書中の支出証拠書類（支出伺、支払精算書、交付書兼支払精算書及び精算領収書等）に記載されている情報のうち、捜査協力者等警察職員以外の氏名等及び捜査員の氏名等のうち警部補以下の捜査員の氏名等は、同条2号にも該当するものとして非公開とした。同条4号該当性について、詳細は、以下のとおりである。

イ 本件条例7条4号該当性についての司法審査の在り方

本件条例7条4号は行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条4号に趣旨を同じくするものであるところ、同法5条4号は、地方公務員の分限処分に関し任命権者の裁量権について判示した最高裁昭和48年9月14日判決・民集27巻8号925頁を参考にして立法されたものであり、このような立法の経緯やその文言に照らすと、同号所定の非開示事由該当性の審理、判断に当たって、行政機関の第一次的な裁量的判断が尊重されるべきことは明らかである。

したがって、本件条例7条4号についても、実施機関の第一次的な裁量

的判断が尊重されるべきであり、同号に該当するとして非公開又は部分公開となった行政文書に係る処分取消請求訴訟においては、被告は、原告から公開請求のあった当該行政文書に情報が記録されていること及びその情報が本件条例7条4号に該当すると判断したことを主張立証すれば足り、原告は、被告の判断が裁量権の範囲を超え、又は濫用があったことを基礎付ける事実を主張立証しなければならない。

ウ 現金出納簿について

(ア) 現金出納簿①(年月日)について

a 現金出納簿の年月日欄の情報が公になれば、

(a) 月ごとの変動状況が明らかとなり、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者・被告人等の事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査に支障が生じるおそれがあり、

(b) また、同じように比較・分析することにより、情報提供者等が特定又は推察され、報復を受けるおそれ及び今後の捜査協力が得られなくなるおそれがある。

b 捜査費を取扱者(所属長)が捜査員に交付した月日は、捜査員が債主者(情報提供者、捜査協力者、業者等)に支払った日(すなわち接触した日)であることが多く、現金出納簿には当該日が記載される。これらについての捜査員からの取扱者(所属長)に対する支払精算報告は、当日となっていることが多く、また、精算の結果、追給又は返納額があれば、現金出納簿には、交付の場合と同じように当該日が記載される。なお、捜査員と情報提供者等との接触が当日の深夜であっ

たり、土曜や日曜等の公休日に行われた場合には、翌日又は直近の勤務日となることもある。

- c 以上のように、現金出納簿に記載された年月日は、月分の受入、当該所属の捜査員が情報提供者等の債主者と接触した日又は接触した日の翌日若しくは土日等の休日を挟んだ2～3日以内の限定された範囲の日を表している。

かかる情報を公にすれば、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者・被告人等の事件関係者自身を持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、情報提供者等が特定又は推察されるおそれが一層高まり、結果として、情報提供者等が報復を受けるおそれ又は今後の捜査協力が得られなくなるおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

- d 上記cの場合において、事件関係者や犯罪組織集団等が、どのように情報の比較・分析を行い、情報提供者等を特定又は推察するかは、そのすべてを予測することはできないが、例えば、このような月日に符合し、又はそれにごく近い時期に重なるようにして、
 - (a) 当該集団等と別行動をとっている仲間がいる
 - (b) その仲間と連絡がとれなかった
 - (c) 通常、出向くことのない地域にその仲間が出向いて行った（他の仲間がそれを目撃していた）
 - (d) 予想していた相手方（捜査員）も勤務公署に在庁していなかった（知人を装って電話等で探った）
 - (e) ある場所で、予想していた捜査員を目撃した等の情報を得るところとなれば、情報提供者等を容易に推測することが可能となる。また、例えば、上記情報を得て、その後間もなく強制

捜査を受けたり、あるいは、自身が知り得ているその他の情報等と照合し、さらに分析すれば、推測が確信的なものとなっていくのである。

(イ) 現金出納簿②（摘要）について

a 現金出納簿の「摘要」欄の情報が公になれば、

(a) 捜査費の使用目的、捜査員の担当部門及び交付回数等が判明し、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者・被告人等の事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属又は特定担当部門の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査に支障が生じるおそれがあること、

(b) また、捜査費の支出事由、捜査員の氏名等が公になれば、同じように比較・分析することにより、情報提供者等が特定又は推察され、報復を受けるおそれ及び今後の捜査協力が得られなくなるおそれがある。

b また、これらの情報を公にすれば、それ自体が特定の所属、係、捜査員における特定の事案への取組み状況を表すばかりでなく、他の年月日情報、金額情報等と併せれば、当該所属がその時々において重点的に取り組んでいる犯罪捜査活動等の、より細かな状況が判明し、例えば、汚職等の知能犯事件、暴力団員による拳銃の隠匿不法所持事件、覚せい剤密売事件、いわゆる白トラ・白バス事件など、通常、容疑情報の入手後において長期の内偵捜査を要する事件情報が露呈してしまうほか、その他の事件についても、どういう類型の情報収集費が、いつ（又はいつごろ）執行されたか（情報提供者等と接触したか）といったような情報が、より鮮明となり、結果的に、上記 a のような支障が生じるおそれがある。

c さらに、これらの情報の収集を積み重ね、県警本部所属と警察署のそれとを照合すれば、その時々における取組み対象事案が、何処の警察署管内において発生し、その事案関係者がどこの警察署管内に生活等の拠点を置いているかなどを高い確率で分析することも可能となる。

d なお、現金出納簿の「摘要」欄中、警部補以下の捜査員の氏名については、本件条例7条4号に該当するとともに、併せて、同条2号ただし書ウにも該当するものである（以下、同条2号の該当性を「個人情報該当性」という。）。

(ウ) 現金出納簿③（収入金額）について

a 現金出納簿の「収入金額」欄の情報が公になれば、

(a) 当該個々の金額、交付回数が判明し、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者・被告人等の事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察することが可能となり、被疑者・被告人等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査に支障が生じるおそれがあること、

(b) また、該当金額が公になれば、謝礼単価が推察され、謝礼の多寡が知られることにより、情報提供者等との協力関係に悪影響を及ぼし、今後の捜査協力が得られなくなること、
などのおそれがある。

b また、現金出納簿の収入金額欄には、取扱責任者（県警本部長）から取扱者（所属長）が受け入れた捜査費の金額が記載されている。

当該金額は、当該所属が、当月の各係（警察署においては各課）における、重点取組み対象、捜査の進捗状況、捜査方針等を総合的に勘

案し、当月分の犯罪捜査活動等に必要と考慮して受け入れた額、又は月の途中において、予定外に追加受入れを必要とするような情勢変化が生じたときに、その情勢変化に対応する分として追加受入れした額である。

上記の受入額は、当該所属が、当月分の犯罪捜査活動等に必要と考慮して受け入れた額、また、受け入れた額では対応が困難な事案が新たに生じ、その事案に対応する分の額であることから、当該所属の当月の犯罪捜査活動等の活発さを反映するものである。

よって、当該所属における月ごとの変動状況を対比すれば、当該所属が、どの時期に、より活発な動きを示しているかを、また、当該情報の収集を積み重ね、本部所属と警察署のそれとを照合することにより、県警本部の特定の所属と特定の警察署の変動状況が、時期的に重なる点を見つけ出す等の分析も可能であり、かかる分析を、内偵捜査が詰めの段階の時期にあるような場合に、事件関係者や犯罪組織集団等によってされた場合には、結果的に、上記 a のような支障が生じるおそれがある。

(エ) 現金出納簿④（支払金額）について

- a 現金出納簿の支払金額欄の情報を公にすれば、個別執行の状況（支出事由ごとの特定の捜査員への交付金額、精算返納金額、精算追給金額、捜査員による立替払金額）がわかることとなり、これらの情報と事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者・被告人等の事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察することが可能となり、被疑者・被告人等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査に支障が生じるおそれがある。

b また、情報提供謝礼等には、情報の性質、提供者等の置かれている立場等から生ずる精神的な負担や生命・身体への危険度によって、その額に多寡のあることも事実であること、さらに、対象事案によっては、同一人から長期間にわたって、反復して情報提供を受けている場合もあるところ、これらの情報が公になれば、自己以外の謝礼単価が推察され、謝礼の多寡が知られることにより、自己の協力度（貢献度）に対する金銭的な評価に関して、無用の疑念等を抱かせるなどし、警察（捜査員）との協力関係に悪影響を及ぼし、今後の捜査協力が得られなくなるおそれがある。

さらに、情報提供者等と警察の協力関係は、もとより、協力謝礼、情報提供謝礼といった捜査費の交付のみによって築きあげられているものではなく、捜査員個々との人間的な信頼関係、情報提供者等の秘密は絶対に守るという、これまでの長年にわたる警察の行動の実践等から成り立っているものであることはいうまでもない。これらの信頼関係や秘密保護といったものには、金額はもちろん、警察との間で金員のやりとりがあること自体を秘密として保護することが当然含まれているものであるところ、こうした情報を公にすること自体が、信頼関係を根底から崩すものである。

事案によっては、長期にわたって、反復して警察に協力している場合もあることは前述したとおりであるが、仮に、このような事情を有している支出金額情報が公にされた場合には、事件関係者や犯罪組織集団等による、特定の所属や地域（警察署）に的を絞った情報提供者の割り出しが確信的に行われるおそれを回避することはできず、たとえ特定に至らなかったとしても、そこに置かれた当該情報提供者には、計り知れない精神的苦痛及び恐怖心を与え、警察に対して、不信感を抱くこととなり、この観点においても、警察（捜査員）との協力関係

に悪影響が生じるものである。

c そのほか、仮にこれらの情報が公になれば、一つの事案の謝礼単価が推察され、一定期間における月ごとの比較・分析により、一定の謝礼単価の交付状況から反復して情報提供者が存在すること、ある月に他の月と比較し、特に高額な執行がある場合には、犯罪の核心に迫る情報提供に対する謝礼が支払われた可能性が強いことが推察されることとなり、他の所属の執行額とを比較・分析することにより、その額の高低が、犯罪組織集団等の内部情報を知り得る地位にある者やその立場、貢献度までをも推察可能となり得るのである。

d このような傾向は、執行件数が少ない所属や小規模警察署であればより顕著となり、上記と同様のおそれがより一層高まることとなる。

加えて、万一、当該情報提供者が犯罪組織集団等から割り出され、結果として、その生命、身体及び財産等に危害が加えられた場合は、もはや取り返しがつかない事態が生じることは歴然であり、論を俟たないところである。

e さらに、捜査費の個別執行においては、例えば、特定の所属における特定の事件の捜査において、当該事件に係る情報提供者との接触が、当該情報提供者の急遽の都合で、当初の思惑どおりに運ばずに（ある事情が生じ、ある場所から抜け出していくことができなくなってしまった等）、捜査員に交付した情報提供謝礼がそのまま精算返納され、現金出納簿に登記（記載の意。以下同じ。）されているケースもあり、このような事情を有している支出金額情報は、当該事件の関係者にとっては、事件報道情報や自身の有する自身しか知り得ない情報等と照合することにより、当該事件捜査の進展状況を推察したり、当該事件に関して情報を提供しようとしている人物の存在に確信を抱くなど、有用な情報となり得る。

(オ) 現金出納簿⑤（差引残高）について

現金出納簿の差引残高の情報を公にすれば、その記載形式から日々の支払金額等を全て逆算することができ、非公開としている「収入金額」欄、「支払金額」欄を公開することと同様の結果が生じること、及び各月ごと又は月の途中における捜査費の執行状況の変動がわかり、犯罪捜査活動等の活発さが推察されることから非公開としているものであが、収入金額欄、支払金額欄を公開することの支障及び活発さが推察されることの支障は、上記(ウ)及び(エ)で述べたとおりである。

(カ) 現金出納簿⑥（月額合計等）について

現金出納簿の月額合計等の情報は、捜査活動を費用面で表したものである。すなわち、一つの執行自体が捜査活動に関する情報であり、月ごとの件数や金額の多寡は、捜査体制の構築された時期や捜査の進展状況を反映しており、捜査活動の状況が推察されるおそれがある。

加えて、当該事件の捜査を担当する県警本部の課や警察署はどこか、そして、国費・県費のいずれの支弁の対象となるのかなどは誰にでも容易に峻別できるため、被疑者が企図した犯罪の捜査を担う所属や、捜査活動に要する経費が、国費・県費のいずれの支弁対象となるのかを予測したうえで、本件情報を入手し、分析することによって、自らへの捜査の進捗状況を探知し、捜査を逃れ、証拠を隠匿し、さらには、捜査の攪乱を図るなどして、捜査に支障を及ぼすおそれがある。

このように所属若しくは特定の事件の捜査等の活動状況などを反映した月の収入金額や支払金額等を把握し、その変動状況と他の情報との対比・分析をすることによって捜査等の動向を推測することが可能となり、犯罪の捜査等に支障を及ぼすものである。

エ 支出伺について

(ア) 支出伺③（作成年月日）について

同部分に記載されている情報は、現金出納簿上の交付年月日と概ね符合する情報であり、非公開情報該当性については、上記ウ(ア)と同様である。

(イ) 支出伺④（支出額）について

同部分に記載されている情報は、現金出納簿上の支払金額と概ね同じ情報であり、非公開情報該当性については、上記ウ(エ)と同様である。

(ウ) 支出伺⑥（金額）について

同部分に記載されている情報は、支出伺④（支出額）の内訳の金額であり、非公開情報該当性については、上記(イ)と同様、すなわち、上記ウ(エ)と同様である。

(エ) 支出伺⑦（支出事由）について

同部分に記載されている情報は、現金出納簿上の摘要欄に記載している経費の費目、支出事由等の情報と同じであり、非公開情報該当性については上記ウ(イ)と同様である。

(オ) 支出伺⑧（交付年月日）について

同部分に記載されている情報は、現金出納簿上の交付年月日と例外なく符合する一体となった情報であり、非公開情報該当性については、上記ウ(ア)と同様である。

オ 支払精算書について

(ア) 支払精算書③（作成年月日）について

同部分に記載されている情報は、現金出納簿上の年月日欄に記載している精算返納・追給があった場合の当該精算返納・追給の月日とほぼ同じ情報であり、非公開情報該当性については、上記ウ(ア)と同様である。

(イ) 支払精算書⑤（精算報告者）について

同部分に記載されている情報は、現金出納簿上の摘要欄中の「誰に交付するものであるか」という記載の「誰」と同じ情報であり、非公開情

報該当性及び個人情報該当性については、上記ウ(イ)と同様である。

(ウ) 支払精算書⑥（交付年月日）について

同部分に記載されている情報は、現金出納簿上の交付年月日及び支出
伺の交付年月日と一体となった同じ情報であり、非公開情報該当性につ
いては、上記ウ(ア)（及びエ(オ)）と同様である。

(エ) 支払精算書⑦～⑨（交付額、支払額、差引過不足額）について

支払精算書⑦及び⑨（交付額及び差引過不足額）に記載されている情
報は、現金出納簿上の支払金額欄の額と一体となった同じ情報で、支払
精算書⑦（交付額）は、さらに支出伺の支出金額とも連動した同じ情報
であり、また、支払精算書⑧（支払額）は、現金出納簿上の支払金額欄
の額からも算出できるものであり、これらの情報の非公開情報該当性に
ついては、上記ウ(エ)（及びエ(イ)）と同様である。

(オ) 支払精算書⑩（支払年月日）について

同部分に記載されている情報の非公開情報該当性については、上記ウ
(ア)（及びエ(ア)）と同様である。

(カ) 支払精算書⑪（支払事由）について

同部分には、捜査協力者等の債主者の氏名のほか、当該捜査費を執行
した目的（事件名等の情報）が具体的に記載されているところ、執行目
的等の情報の内容は、現金出納簿上の「摘要」欄に記載の支出事由と符
合しているものであり、これらの情報の非公開情報該当性については、
上記ウ(イ)（及びエ(エ)）と同様である。

(キ) 支払精算書⑫（金額）について

同部分に記載されている情報は、支払精算書⑧（支払額）の内訳であ
ることから、これらの情報の非公開情報該当性については、上記(エ)と同
様、すなわち、上記ウ(エ)（及びエ(イ)）と同様である。

(ク) 支払精算書⑬（返納又は領収年月日）について

同部分に記載されている情報は、現金出納簿上の年月日欄に記載の精算結果の返納又は追給の年月日と符合する一体となった情報であり、これらの情報の非公開情報該当性については、上記ウ(ア)と同様である。

カ 立替払報告書について

立替払報告書の枚数が明確となった場合には、警察が突発事案等が発生した場合であっても、事案の内容によっては報道発表を行わない場合もあるにもかかわらず、特定の所属において、特定の月に、捜査諸雑費以外の経費で対応するような、ある突発事案等が発生し、秘匿の下にこれに対応した事実が明らかとなる。

事件関係者等においては、自身の持つ、自身しか知り得ない犯行情報等と当該公開情報を比較・分析し、仮に、対応に当たった所属（犯行場所、罪種等）と犯行月が一致するような場合には、「既に警察に認知されている（被害者が警察に届け出た）」等の推測から、逃亡や証拠隠滅、あるいは被害者等への逆恨みによる報復等の行動に出るおそれがある。また、当該特定の突発事案等について、特定の情報提供者等の存在の有無を推察されるおそれがある。

キ 精算領収書等について

精算領収書等に記載されている情報を公にすれば、支払内容等により捜査活動の動向等を推察することができ、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者・被告人等の事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察される可能性が高まり、被疑者・被告人等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じる等、犯罪捜査に支障が生じるおそれがある。

また、精算領収書等に記載されている情報は、それ自体から特定の情報提供者又は特定の捜査協力者が識別され又は識別されるおそれがあるもの

も含まれており、被疑者・被告人等の事件関係者に当該捜査に携わっている事実や情報提供者等の警察への協力の事実が発覚する状況等が生じると、犯罪情報の聞き込み等に対して妨害行為が行われるおそれや捜査員及び情報提供者、捜査協力者等の本人のみならず、その家族等の生命や身体等に危害が及ぶおそれがある。

加えて、一定期間にわたるこれらの情報の比較・分析を重ねれば、本来公にしていない、警察における特定の犯罪の捜査の進め方や、警察の日常における情報収集活動の細かな手法までもが露呈してしまい、将来における不特定多数の犯罪の捜査活動に大きな支障を及ぼすこととなる。

ク 交付書兼支払精算書について

(ア) 交付書兼支払精算書③（作成年月日）について

上記オ(ア)と同様、すなわち、上記ウ(ア)と同様である。

(イ) 交付書兼支払精算書⑤（精算報告者）について

上記オ(イ)と同様、すなわち、上記ウ(イ)と同様である。

(ウ) 交付書兼支払精算書⑦及び⑧（全体の交付額及び支払額）について

同部分に記載されている情報の非公開情報該当性については、上記ウ

(エ)（及びエ(イ)）と同様である。

(エ) 交付書兼支払精算書⑨（全体の返納額）について

同部分に記載されている情報の非公開情報該当性については、上記ウ

(エ)（及びオ(エ)）と同様である。

(オ) 交付書兼支払精算書⑩（内訳欄の交付年月日）について

同部分に記載されている情報の非公開情報該当性については、上記オ

(ウ)と同様、すなわち、上記ウ(ア)と同様である。

(カ) 交付書兼支払精算書⑪（内訳欄の官職及び交付者名）について

同部分に記載されている情報の非公開情報該当性については、上記オ

(イ)と同様、すなわち、上記ウ(イ)である。

(キ) 交付書兼支払精算書⑫～⑮（内訳欄の交付額、支払額、返納額及び確認印）について

同部分に記載されている情報の非公開情報該当性については、上記オ(エ)と同様、すなわち、上記ウ(エ)と同様である。

ケ 支払伝票について

上記オで述べたことと同様である。

コ 支出伺、支払精算書、交付書兼支払精算書及び精算領収書等の全体を非公開とする理由

(ア) 部分公開することの犯罪捜査活動等への支障等

a 支出伺、支払精算書及び精算領収書等は、前記のとおり各文書に記録されている個々の情報が非公開情報に該当するものであり、それ自体が公共の安全等に関する情報を記録した文書であるといえることができる。

b これに加えて、仮に、これらの文書の一部（決裁欄や宛名（所属名）欄等又は文書のタイトル部分等）を公開することとし、部分公開の方法によってその全体（全枚数）を公開した場合は、支出伺、支払精算書、交付書兼支払精算書等の様式ごとの執行用途及び枚数（件数）が明確になる。このような明確な情報を、例えば、1か月ごとに区切って公開請求を行う等して、これらの文書を、相互に又は現金出納簿と照合するなどの分析を行えば、当該現金出納簿の個別執行に係る各行を非公開としていても、当該行の行数から、次のようなことが起こり、又は起こるおそれがある。

(a) 特定の所属の月ごとの支出伺は、取扱者（所属長）が捜査員に捜査費を交付する際に作成するもので、捜査員に対する捜査費の支出経過を明らかにする文書であるが、その枚数が明確になり、その支出頻度から、前後における捜査活動等の活発さをより明瞭に推察す

ることができる。また、過去の一定期間における全所属のこのような情報の収集を積み重ね、これらと、事件関係者や犯罪組織集団等が、過去の事案発生等の報道情報や、自らが関係した過去の事件等の具体的内容の情報とを比較・分析することにより、警察がそのときどきに取り組んだ事案について、警察が当該事案が表面化する前のいつ頃から情報収集活動等の取り組みを本格化させていたのかなど、その体制を確立した時期が推察され、将来における同種事案等について潜在化・巧妙化等の対抗措置を講じられるなどのおそれがある。

また、特定の所属の月ごとの支出伺の枚数が明確になることにより、その枚数によっては、当該特定の所属について、捜査諸雑費以外の経費（事案や情報の重み等により、捜査方針に基づいて、事前に取扱者（所属長）の決裁を経て執行する経費）で対応するような特定の情報提供者等の存在の有無や、その情報提供（収集）状況（一定期間か長期継続か等）が推察されるおそれがある。

- (b) 特定の所属における月ごとの支払精算書は、捜査諸雑費以外の経費として交付された捜査費の支払精算を行うための文書であるが、その枚数が明確になり、特定の所属に、捜査諸雑費以外の経費で対応するような特定の情報提供者等が存在することが明確になる。また、これらの情報を一定期間にわたって収集し、比較・分析することにより、当該情報提供者等との月ごとのおよその接触回数及び当該情報提供者等のおよその人数まで推察されるおそれがある。

例えば、事件関係者や犯罪組織集団等が、これらの情報を、身内の情報のたれ込み等に関して常々疑念を抱いていることに絡ませて分析すれば、特定の情報提供者等が存在することの確証を強くし、情報提供者の割り出しを確信的に押し進めることは十分に考えられ

る。

- (c) 立替払報告書は、突発事案等に対応するため、夜間、休日等において、急遽、関係者と接触しなければならない等で、捜査費の執行を必要とする場合に、捜査員が一時的に私費を立替払いしたときの文書であるが、前述のとおり、立替払報告書の枚数が明確となった場合には、警察が突発事案等が発生した場合であっても、事案の内容によっては報道発表を行わない場合もあるにもかかわらず、特定の所属において、特定の月に、捜査諸雑費以外の経費で対応するような、ある突発事案等が発生し、秘匿の下にこれに対応した事実が明らかとなる。

事件関係者等においては、自身の持つ、自身しか知り得ない犯行情報等と当該公開情報を比較・分析し、仮に、対応に当たった所属（犯行場所、罪種等）と犯行月が一致するような場合には、「既に警察に認知されてしまっている（被害者が警察に届け出た）」等の推測から、逃亡や証拠隠滅、あるいは被害者等への逆恨みによる報復等の行動に出るおそれがある。また、当該特定の突発事案等について、特定の情報提供者等の存在の有無を推察されるおそれがある。

- (d) 交付書兼支払精算書は、捜査諸雑費として交付された捜査費の支払精算を行うための文書であるが、その枚数が明確になり、交付・精算頻度から、月ごとの活動の活発さが推察されるおそれがある。

また、公開された枚数と他の情報（現金出納簿の非公開とした個別執行に係る行数等）を比較・分析することにより、特定の所属について、捜査諸雑費以外の経費で対応している情報提供者等の存在の有無及びそのおよその人数が推察されるおそれがある。

- (e) 精算領収書等については上記で述べたとおりである。

- c また、支出伺、支払精算書、交付書兼支払精算書及び精算領収書等

は、特定の所属における実際の犯罪捜査活動等における捜査費の執行の終始を記録した一連の文書を構成しているものであり、

- (a) 取扱責任者（県警本部長）から取扱者（所属長）へ交付は、現金出納簿に記載され、
- (b) その交付を受けた取扱者（所属長）から捜査員への交付は、現金出納簿及び支出何から明らかとなり、
- (c) 捜査諸雑費の場合は、中間交付者（課長補佐等）が自身及び配下の捜査員へ交付するが、これは交付書兼支払精算書によって明らかとなり、
- (d) 個々の捜査員が、債主者（情報提供者等）へ支払った結果は、支払精算書、立替払報告書及び支払伝票（それぞれ領収書類が添付ないし貼付）によって明らかとなる、
- (e) 捜査員が、上記(d)の報告として、取扱者（所属長）又は中間交付者（課長補佐等）に支払精算報告をした結果は、支払精算書、交付書兼支払精算書、立替払報告書及び支払伝票（それぞれ領収書類が添付）から明らかとなり、これを現金出納簿に記入することとなる、
- (f) 捜査諸雑費の場合、中間交付者（課長補佐等）から取扱者（所属長）へ精算報告するには、交付書兼支払精算書及び支払伝票（それぞれ領収書類が添付）に記載され、これを現金出納簿に記入することとなる、

などのように、一連の執行の流れの中で作成されている個々の文書及びその記録情報は、現金出納簿も含めて、相互に密接不可分の関係にある。

上記のように相互に密接不可分の関係にあるこれらの文書を、仮に、部分公開（決裁欄又は宛名のみ公開等）の方法によって、その一部を公開した場合には、各文書の様式又は文書のタイトルから、当該捜

査費の執行用途とその枚数（件数）が明らかとなり、上記bのほか、次のようなことも起こり、又は起こり得る。

(a) 支出伺、支払精算書及び交付書兼支払精算書等を公開することは、現金出納簿において本来非公開としていた部分（個別執行件数、捜査諸雑費と捜査諸雑費以外の経費の執行件数、精算返納・追給、追加交付件数、立替払に係る執行件数等）を公開してしまうことと同様の結果を生じさせる。

(b) また、例えば、ある所属のある月分に係る支出証拠書類中の支出伺と交付書兼支払精算書（捜査諸雑費の執行に係る文書）の公開請求があり、これに対応する支出伺の枚数が2枚で、交付書兼支払精算書の枚数が3枚であったような場合には、上記で述べたように、捜査諸雑費を複数の中間交付者に交付するときは、通常、1枚の支出伺により起案している状況に照らし、この支出伺2枚のうち1枚は、これら3件の中間交付者に対する捜査諸雑費の交付に係るものである可能性が高いこと、残る1枚は、捜査諸雑費以外の経費の執行に係るものである可能性が高いことが推察される。

(c) 仮に、上記bのように公開請求を一定期間にわたって月ごとに行い、これらの情報の収集を積み重ねて比較・分析すれば、他の支出伺や支払精算書等の全部の部分公開を受けなくとも、特定の所属に捜査諸雑費以外の経費で対応するような特定の情報提供者等が、およそ何人いるのか、また、これとの接触頻度等を推察することができる。

(d) 上記(b)、(c)のような比較・分析に、さらに、他の関係文書と連動して記載される現金出納簿の部分公開情報を重ね合わせれば、その推察は一層高まると言える。

(イ) 個々の文書の記録情報の一体性等

全部非公開とした対象文書の中には、記録情報を項目別に細分化した場合には、例えば、捜査費取扱者である所属長の印影等、本件条例7条の公共安全等に関する非公開事由のいずれにも該当しない情報が記録されているのも事実であるが、この点については以下のとおりである。

a 個々の文書の記録情報の一体性

個々の文書について、その中身をみれば、例えば、年月日・摘要・金額等の情報が一体となって、一つの捜査費の執行情報や一つの捜査費の支払精算報告情報を構成している。

b 個々の文書の記録情報の細分化

本件条例においては、7条4号の非公開事由に該当する独立した一体的な情報を8条1項の部分公開規定を適用して、さらに細分化し、その一部を公開することまでも実施機関に義務づけているものと解することはできない。

したがって、実施機関においてこれを細分化することなく一体として非公開決定をしたときに、住民等は、実施機関に対し、同条を根拠として、公開することに問題がある箇所のみを除外してその余の部分を開示するよう公開請求する権利はない。

サ 本件答申との関係

(ア) 原告は、後記のとおり、本件答申が公開すべきとした情報の一部につき公安委員会や県警本部長が非公開とする判断をしていることを問題にしている。

(イ) しかし、本件条例に、諮問実施機関が答申の内容を尊重せず、その趣旨に配慮しない場合の措置等に関する定めがないことからすると、実施機関には、審査会の答申の趣旨に配慮すべき法的義務があるとまでは解されない。

(ウ) しかも、本件答申は、本件文書の作成から相当の期間が経過している

ことを考慮したものであって、平成19年3月の本件答申時において平成14年度及び平成15年度の捜査費執行に係る情報についての公開の当否を判断したものである。しかし、本件訴訟における審理の対象は、平成16年の時点における本件決定の当否であって、本件答申とは結論を異にし得るものである。

(2) 原告の主張

ア 不正目的の非公開処分

犯罪捜査報償費（犯罪捜査協力報償費あるいは捜査費）とは、本来、刑事・保安・交通等各種犯罪の捜査に伴う情報提供者・捜査協力者に対する謝金および謝金支払に関連して必要となる諸雑費（接触費・交通費等）である。

非公開処分は、覇束行為であり、処分庁に裁量判断の余地はない。したがって、そもそも、非公開処分は、本件条例が認めた非公開処分の本来の目的を実現するためにのみ、認められるべきものであり、本来の目的以外の目的のためになされた非公開処分は、違法となる。

本件の犯罪捜査報償費の支出は、犯罪の捜査に伴う諸雑費の支払に充てられたものではなく、裏金作りに利用されたものであって、架空かつ不正な支出である。そして、本件決定において一部を非公開とした処分は、上記支出が架空かつ不正な支出を隠蔽するという本件条例が是認する非公開処分の本来の目的以外の目的のために行なわれたものである。

したがって、本件決定において一部を非公開とした処分は、本件条例7条の非公開事由の該当性を検討するまでもなく、違法である。

イ 本件条例7条4号該当性

(ア) 本件条例7条4号該当性についての司法審査の在り方等

- a 本件条例7条4号については、司法審査の場において、裁判所は同号に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重

し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものかどうかのみを審理・判断すべきものと解されている。

b しかし、同号は、非開示事由として「相当の理由」の存在を要求しているのであるから、裁判所は、実施機関の判断を尊重すべきではあるとしても、「裁量権の逸脱・濫用」だけでなく、開示拒否の根拠が具体的に示されているかどうかをきちんと審理すべきである。

そして、「相当の理由」についての主張立証責任については、①原告がこれを主張立証することは極めて困難ないし事実上不可能であり、原告に主張立証責任があると解すると、ほとんどが本件条例7条4号に該当するとして非公開処分が維持されてしまうことになりかねず、「原則公開，例外非公開」の情報公開の理念に反すること、②他方、実施機関がこれを立証することは、さほど困難なことではないことからすると、被告に主張立証責任があると解すべきである。

c 「相当の理由」の有無の判断基準としては、守秘義務について問題とされる実質秘性の3要件を充足するか否かによって判断するのが相当である。すなわち、①非公開とすべき情報がいまだ公知の事実ではないこと、②非公開とすべき必要性があること、③行政文書に記載されている行為が適法であることが要件となる。

d これを本件請求部分に記載された情報についてみると、前記のとおり、本件文書に記載された犯罪捜査報償費の支出は、違法な目的外支出であり、仮にそれが認められないとしても、目的外支出されたものではないかとの合理的な疑いを差し挟む余地があるから、上記3要件のうちの「行政文書に記載されている行為が適法であること」の立証がない。また、同支出が架空なものであるから、本件請求部分に記載された情報が公開されても何らの害悪を生じないから、上記3要件のうちの「非公開とすべき必要性があること」も満たしていない。

したがって、本件請求部分に記載された情報は、本件条例7条4号に該当しない。

(イ) 本件文書について

a 現金出納簿について

(a) 収入金額及び支払金額の記載件数並びに月額合計について

本件情報は財務会計事務に関する情報に過ぎず、月の収入金額、支払金額等はあくまでも数字の羅列に過ぎない。これが公開されたとしても月ごとの収入金額、支払金額の月額合計が判明するだけであって、これによって直ちに個別具体的な事件の内容や捜査の手法までが公になるものではない。また、収入金額及び支払金額の件数が明らかになっても、件数が明らかになるだけである。

そもそも、捜査費の支出は、協力者の存否、支出の必要性の有無により左右されるはずであって、個々の事案によりばらつきが生じるのが当然であり、支出等の多寡が判明したとしてもそのことから直ちに個々の捜査の実態が明らかになるものではない。

被告が述べている「推察されるおそれ」というのは被告の主張によっても抽象的なものにすぎず、実際にそのようなことが可能とは到底考えられない。

(b) 捜査費の交付にかかる出納年月日及び「摘要」欄中の交付を受けた職員の階級、氏名、支払事由について

本件情報が公開されたとしても、明らかになるのは、いつ、どの階級の何という名の職員が、どういう理由で交付を受けたかが明らかになるだけである。これらが公になったとしても、直ちに協力者等が明らかになるものではなく、また、捜査費を支出する場面は捜査全体の一部にすぎないのであるから、直ちに捜査状況や捜査手法と結びつくものでもない。

捜査費の交付にかかる出納年月日については、本件行政文書の公開請求において、本件行政文書の所属年度が明記されており、それを踏まえ文書を特定していることから、本件文書については平成14年度の文書については平成14年4月1日から同15年3月31日まで、平成15年度の文書については、平成15年4月1日から同16年3月31日までの年月日が記録されていることは容易に推測できる。

このうち、少なくとも、年と月は、これを公開しても、個別具体的な事件が明らかになるとか捜査手法等が明らかになるということはないはずである。

交付を受けた職員の階級については、これを公開したとしても、どのような階級の職員が捜査報償費の交付を受けたのかが明らかになるにとどまる。それでもなお、職員が特定されるというのは、当該階級の職員が1人しかいないなど特殊の事情がある場合に限られるであろう。そのような特殊事情がないのであれば職員の階級は公開されるべきである。

支払事由については、支払事由に実際にどのような記載がなされているのか不明であるが、例えば、「御礼」、「謝礼」といった定型的表現で記載されているものであるとすれば、これを非公開とする理由はないというべきである。また、特定の捜査員名、情報提供者名等を含め支払事由が詳細に記載されている場合であっても、当該氏名等の記載部分のみを非公開とすれば、具体的な捜査状況や手法を推察することはできないから、非公開とする理由にはならない。

b 支出伺及び支払精算書等について

- (a) これらが公になったとしても、支出先として実在する協力者の氏名等が記載されているならともかく、そうでない場合には情報が公

開されたとしても、明らかになるのは、いつ、何のために、いくらを、どこに対して支出したかが明らかになるだけである。支出先として実在する協力者の氏名等が記載されているならともかく、そうでない場合には直ちに協力者等が明らかになるものではない。また、捜査費を支出する場面は捜査全体の一部にすぎないのであるから、直ちに捜査状況や捜査手法と結びつくものでもない。

そうすると、被告の主張する事由は、非公開とすることとの合理的関連性が認められない。

特に、逃走及び証拠隠滅を図るおそれについては、そもそも、犯罪を犯した者は、本件情報の知・不知に関わらず初めから逃亡や証拠隠滅をしようと考えているのが通常であって、実際問題として、被疑者等がわざわざ情報公開という迂遠な手段を用いたり、また、公開された情報に基づいて、逃走したり証拠隠滅をしたりすることについての意思を決定するとは、到底考えがたい。

- (b) これらの文書には、諸経費について、おそらく、「情報謝礼」「通信費」「接触費」といった記載がされているものと思われるが、これが公開されたからといって個別具体的事件名や特定の情報提供者の氏名等が明らかになり捜査に支障が出るものではない。

諸経費の支出年月日については、本件では平成15年4月1日から平成16年3月31日までのいずれかの日付が記載されていることが明らかであり、少なくとも年と月については、これが明らかになったとしても捜査の状況や情報提供者の氏名等が明らかになるものではなく、公開することができるはずである。

- (c) 支出目的について、「御礼」、「謝礼」といった定型的表現で記載されているとすれば、これを非公開とする理由はないというべきである。

また、特定の捜査員名、情報提供者名等を含め支払事由が詳細に記載されている場合であっても、当該氏名等の記載部分のみを非公開とすれば、具体的な捜査状況や手法を推察することはできないから、全面的に非公開とする理由にはならない。

(d) 支出額については、個々の支出金額を表すものであるが、これが明らかになったからといって、必ずしも個々の捜査の状況等が判明するものではない。例えば、個別の支出額が、すべて一律の金額またはこれに近い状態であれば、どの事件についての支出なのかを特定することはできないであろう。

(e) 支出先については、実在する情報提供者の実名が記載されている場合はともかく、そうでない場合には公開することができるはずである。また、例えば、通信費についての支払先が一般的な電話事業者である場合等であれば、これを公にしてもも何ら差し支えはないはずであるから、公開すべきである。

ウ 本件条例7条2号該当性

取扱者、補助者、現金出納簿登記にかかる印影、宛名となる取扱者の職名については、警察署長クラス、副署長クラスの者であるというのであるから、警部以上であると思われる。本件条例7条2号との関係では、少なくとも警部以上の者について、取扱者、補助者、現金出納簿登記にかかる印影、領収印、宛名となる取扱者の職名、捜査員の官職・氏名の記載部分は公開されるべきである。

エ 文書全体を非公開とすることについて

各文書の枚数等が明らかになったとしても、それが捜査手法そのものを表しているものではないのであり、それだけで特定の情報提供者が推察されることにはならない。被告は、部分公開することにより犯罪捜査活動等に支障が生ずるおそれがあると主張するが、抽象論に過ぎない。

オ 本件答申との相違

本件答申の内容は、本件非公開情報の一部について、公開すべきであるというものであった。

本件答申に拘束力はないが、審査会は、非公開とされた文書の内容を見た上で、判断し、本件答申をしているのであるから、その判断には一応合理性があると考えられる。そうすると、審査会が公開すべきと判断した文書について、実施機関が非公開とする場合には、実施機関の判断に裁量逸脱があるのではないかという強い疑念を抱かせるものであるといえる。そこで、実施機関が、審査会の判断とは異なる判断をする場合には、審査会の判断を踏まえた上で、なぜ審査会の判断と異なるに至ったのかその合理的理由を主張すべきである。このように考えないと、行政機関に審査会の答申を無視することを無条件に認めたことになり、条例が審査会についての定めをした意味が全くなくなってしまう。

第3 当裁判所の判断

1 不正目的の非公開処分であるとの原告の主張について

- (1) 原告は、本件の犯罪捜査報償費の支出は、架空かつ不正な支出であり、本件決定において一部を非公開としたのは、上記の架空かつ不正な支出を隠蔽するという目的で行われたものであるから、本件条例7条の非公開事由の該当性を検討するまでもなく、違法である旨主張する。
- (2) 確かに、原告提出の証拠（甲11～17, 19, 21～23, 25～56, 58, 69～71。なお、枝番のある証拠はその全部である。）によれば、昭和60年ころから、かつて警察官をしていた者の著作において、警察組織において裏金が作られていたとの指摘がされるようになり、平成8年ころから新聞でも愛知県警察などでの裏帳簿などの問題が報道され、その後、各地の都道府県警察における捜査費等を巡る不正支出がマスコミ等で問題にされ、平成16年には北海道警察などが捜査報償費について不適正な予算執行

があったことを認めるに至ったことを認めることができる。

しかし、上記の事実があるからといって、新潟県警でも捜査費を巡る架空ないし不正な支出があったと断ずることはできない（新潟県警における出張費用を巡る不正について記載する甲71の作成者も、同県警における不正経理を目撃したわけではなく、同記載は推測の域を出ない。）し、仮に新潟県警で捜査費を巡る架空ないし不正な支出が行われたことがあったとしても、本件文書に記載された捜査費の支出が架空ないし不正なものであるとか、本件決定において一部を非公開としたのは架空、不正な支出を隠蔽するという目的で行われたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、この点についての原告の主張は、採用できない。

2 捜査費及び捜査費に関する文書等について

証拠（甲6，10，乙4～10，22）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 捜査費の執行に関し、経理に携わるそれぞれの立場ごとに、次のとおり職名が定められている。

ア 取扱責任者

県警本部長が県警全体の取扱責任者となる。

イ 取扱者

各所属庁における出納の第一次的責任者であり、捜査費を執行する警察本部の担当課長及び警察署長がこれに当たる。

ウ 取扱者の補助者

取扱者の行う事務を補助することができる者であり、捜査費を執行する警察本部の担当課次長及び警察署の副署長・次長がこれに当たる。

エ 中間交付者

捜査諸雑費の確認とりまとめを行う者であり、捜査費を執行する警察本部の課長補佐及び警察署の課長がこれに当たる。

(2) 捜査費の内容、執行区分及び種類は、次のとおりである。

ア 捜査費とは、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する謝礼等の諸経費であり、経費の性質上、緊急を要し、又は秘密を要するため、正規の支出手続を経ては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費で、現金経理が認められているものである。

イ 都道府県警察に要する捜査費のうち、国政選挙に関する犯罪、薬物犯罪、複数都道府県の地域に関係のある重要犯罪等の警察法施行令2条各号に該当する捜査費等については国庫が支弁する国費捜査費(警察法37条1項)が、その他のものについては各都道府県が支弁する都道府県費捜査費(同条2項)が執行される。

ウ 捜査費は、基本捜査費と捜査諸雑費とに区分し執行されている。基本捜査費は、執行の必要がある都度、取扱者の判断に基づいて交付される経費であり、その使途例としては、捜査本部等に要する経費、捜査協力者及び情報提供者に対する現金謝礼、拠点等のための施設の借上げ等に要する経費等が挙げられる。捜査諸雑費は、各捜査員の判断で執行することができる少額かつ多頻度に渡る経費であり、その使途例としては、情報提供者等との接触に要する経費、情報提供者等に対する謝礼、聞込み・張込み・追尾等に際して必要となる交通費・飲食費・物品費等の日常の捜査活動に要する経費等が挙げられる。

(3) 取扱者による捜査費の交付から精算までの流れは、概ね次のとおりである。

ア 基本捜査費

(ア) 取扱者自身が支払先に現金支払いをする場合の流れ

- a 取扱者が支出何を作成し、決裁する。
- b 取扱者が捜査員としての取扱者に現金を交付する。
- c 捜査員としての取扱者が支払先に捜査費執行(現金謝礼や物品購入

等)をし、支払先から領収書等を徴取する。

情報提供者等の債主者から本人名義の領収書を徴取することができなかつた場合には、捜査員としての取扱者が支払報告書を作成する。

d 捜査員としての取扱者が精算領収書等(上記領収書等及び支払報告書)を添付した支払精算書を作成して精算報告を行う。

(イ) 捜査員が基本捜査費の交付を申請し、支払先へ支払った場合の流れ

a 捜査員が補助者を經由して取扱者に対し、基本捜査費の交付を申請する。

b 取扱者が支出伺を作成する。

c 取扱者が交付額を決定し、補助者を介して捜査員に現金を交付して、現金出納簿に記帳する。

d 捜査員が支払先(債主者)に捜査費を支払い、支払先から領収書等を徴取する。

情報提供者等の債主者から本人名義の領収書を徴取することができなかつた場合には、捜査員が支払報告書を作成する。

e 捜査員が精算領収書等(上記領収書等及び支払報告書)を添付した支払精算書を作成して精算報告を行う。

f 過不足があつたときには、捜査員から取扱者へ残金を返納し、又は取扱者から捜査員へ不足分の追給がされる。

(ウ) 捜査員が立替払をした場合の流れ

突発事案等に応急的に対応するため、夜間、休日等において急遽、関係者と接触する等、取扱者(所属長)から概算交付を受けるいとまがなく捜査費の執行を必要とする場合は、捜査員が一時的に私費を立替払いし、後日これを精算することとなる。

a 捜査員が支払先(債主者)へ捜査費を支払い、支払先から領収書等を徴取する。

b 捜査員が立替払報告書（上記領収書等を添付）を作成して取扱者に報告する。

c 捜査員が取扱者から立替払をした額の支給を受ける。

イ 捜査諸雑費

(ア) 月ごとに、中間交付者が取扱者に対し、口頭で捜査諸雑費の交付を申請する。

(イ) 取扱者が支出伺を作成する。

(ウ) 取扱者が捜査諸雑費の交付額を決定し、補助者を介して中間交付者に現金を交付して、現金出納簿に記帳する。

(エ) 中間交付者が、現金交付を受けた後、交付書兼支払精算書を作成し（ただし、後記(ク)のとおり、この時点において全ての項目を記載するものではない。）、その配下の各捜査員に概算交付する。

(オ) 捜査員が支払先（債主者）に捜査諸雑費を支払い、支払先から領収書等を徴取する。

(カ) 捜査員が捜査諸雑費を支払った都度、支払伝票にこれを記載し、領収書等を貼付する。一定期間ごとに、作成した支払伝票を用いて中間交付者へ報告する。

(キ) 月ごとに、捜査員が上記(エ)で中間交付者から交付を受けた当月分の捜査諸雑費から支払額を差し引いた金額を精算し、中間交付者に残額を返納する。

(ク) 中間交付者が、各捜査員が提出した支払伝票と返納額を精算し、取扱者に報告するため、上記(エ)で作成した交付書兼支払精算書に精算状況を記載する。

(ケ) 中間交付者が上記(ク)の交付書兼支払精算書とともに、各捜査員の残額を取扱者に返納する。

(コ) 返納を受けた取扱者が現金出納簿に記帳する。

ウ 捜査本部の捜査費の経理では、他の捜査費の経理とは異なる処理を行う（もつとも、本件訴訟では、支出証拠書類である支出伺及び支払精算書等については、県警本部少年課及び県警本部交通指導課のものだけが対象となっている。）。

(4) 現金出納簿及び支出証拠書類の記載内容は、次のとおりである。

ア 現金出納簿

現金出納簿は、各取扱者（所属長）における現金経理である捜査費の受入及び支出の明細を明らかにするために記載している帳簿である。なお、県警本部各課・各警察署・捜査本部ごとに、また、国費捜査費・県費捜査費ごとに綴られているが、基本捜査費と捜査諸雑費の区別はない。

(ア) 現金出納簿①（年月日）には、次のような内容が記載されている。

- a 取扱者が捜査員（中間交付者を含む。）に交付した月日
- b 捜査員（中間交付者を含む。）から精算返納があれば、その返納月日
- c 捜査員（中間交付者を含む。）に精算追給があれば、その追給月日
- d 年度末残額の返納があれば、その月日
- e 月の途中において追加受入れを必要とする情勢変化が生じ、追加受入れをしたときは、その追加受入月日

(イ) 現金出納簿②（摘要）には、次のような内容が記載されている。

- a 捜査諸雑費と基本捜査費が、例えば、捜査諸雑費は「○月分捜査諸雑費（○名分）」「○月分捜査諸雑費追加交付（○名分）」等のように、基本捜査費は「△△情報収集費」「△△事件捜査費」等のように記載されている。
- b 捜査費の交付、精算返納・追給、追加交付の別が、例えば「○月分捜査諸雑費（○名分）警部○○○○ 渡」「○月○日渡分 捜査諸雑費精算返納 警部○○○○」「○月分捜査諸雑費追加交付（○名分）」

警部〇〇〇〇 渡」，あるいは，「△△情報収集費 警部補△△△△ 渡」「△月△日渡分 精算追給 警部補△△△△渡」のように記載されている。

c 基本捜査費について，事件名等が，例えば「△△違反事件捜査費」「数府県の地域に係りの重要な△△違反事件捜査費」「△△情報収集費」のように記載されている。

d 捜査員の官職・氏名等が，例えば，基本捜査費の場合は「警部補△△△」のように，捜査諸雑費の場合は「警部〇〇〇〇（〇名分）」のように記載されている。

e 精算返納・追給に係る概算交付日が，「×月×日渡」のように記載されている。

(ウ) 現金出納簿③（収入金額）には，取扱責任者から取扱者が受け入れた捜査費の金額等が記載されている。

(エ) 現金出納簿④（支払金額）には，①取扱者が捜査費を捜査員に交付した金額，②当該交付した金額について捜査員が精算報告した場合に精算返納又は追給があるときには，当該精算返納金額又は追給金額が，その都度，日付順に記載されている（精算返納金額については朱書きによる記載をしている。）。

なお，①捜査費の執行を必要とするときの概算交付は，通常，千円単位又は一万円単位で行っているのに対し，②交付された額についての精算報告で，返納又は追給がある場合の当該金額には，情報提供者と予定どおり接触できなかった等で概算交付額全額を返納する場合を除いて，通常，千円未満の部分には端数を生じることが多い。

また，突発事案等に応急的に対応するため，夜間，休日等において急遽，関係者と接触する等，取扱者から交付を受けるいとまがなく基本捜査費の執行を必要とする場合は，捜査員が一時的に私費を立替払するこ

ととなるが、通常、この立替払に係る精算処理金額には端数が生じることが多い。すなわち、捜査費を執行する際は、通常は、執行予定額の概算交付を受け、執行で生じた端数の金額を精算返納又は追給することとなり、当該概算交付した下欄に、その返納又は追給に係る低額な端数金額が記載されることとなるが、上記のように、突発事案等に対応するため、私費により立替払を行い、後日これを精算する場合には、この概算交付金額（通常、千円又は一万円単位の金額）の記載はなく、他の支出金額とは明らかに異なる端数のある一定の高額な金額が記載されることとなる。

(オ) 現金出納簿⑤（差引残高）には、捜査費の受入、支払、精算返納・追給、追加交付した日ごとの差引残高が記載されている。

(カ) 現金出納簿⑥（月額合計等）には、各月ごとの収入金額及び支払金額の記載件数及び額の合計が記載されている。なお、現金出納簿⑥については、刑事部捜査第一課・平成14年度・県費・捜査本部の平成14年5月起及び9月起の現金出納簿のみが本件訴訟の対象となっている。

イ 支出伺

支出伺は、取扱者が捜査員（捜査諸雑費については中間交付者）に捜査費を交付する際に作成する文書である。なお、県警本部各課・各警察署・捜査本部ごとに、また、国費捜査費・県費捜査費ごとに綴られているが、基本捜査費と捜査諸雑費の区別はない。

(ア) 支出伺①②（取扱者・補助者の決裁印）には、取扱者及び補助者の印影がある。

(イ) 支出伺③（作成年月日）には、当該支出伺を作成した年月日が記載される。同年月日は、捜査費の支出について伺いを立てる日であり、通常、捜査費を捜査員に交付する日となっているが、捜査費の交付を必要とする日が予め分かり、かつ、当日取扱者が不在となる予定が把握されてい

るような場合には、交付年月日と符合しないこともある。

(ウ) 支出伺④（支出額）には、支出伺いをする支出合計が記載されている。

(エ) 支出伺⑤（捜査員の官職・氏名）には、捜査員の階級と氏名が記載されている。被交付者が複数名のときは、その全員について記載されている。捜査諸雑費としての経費を複数の中間交付者に交付するときは、通常、1枚の支出伺により起案している。

(オ) 支出伺⑥（金額）には、上記(ウ)の内訳額が記載されている。

(カ) 支出伺⑦（支出事由）には、例えば、捜査諸雑費は「〇月分捜査諸雑費（〇名分）」等と、基本捜査費は「△△情報収集費」「△△違反事件捜査費」「数都府県の地域に関係のある△△事件捜査費」「△△系暴力団組員による△△事件捜査費」「△△選挙違反事件捜査費」「公務員による△△事件捜査費」等と記載されており（一行に書ききれない場合は、複数行にわたって記載されている）、これらの情報は現金出納簿②に記載されている情報と符合している。

(キ) 支出伺⑧（交付年月日）には、捜査費の交付を受けた年月日が記載されている。

(ク) 支出伺⑨（領収印）には、捜査員が支出金額を交付年月日に受領した証として押印した印影がある。

ウ 支払精算書

支払精算書は、捜査員が自ら執行した基本捜査費の精算をするために取扱者に提出する文書である。なお、県警本部各課・各警察署・捜査本部ごとに、また、国費捜査費・県費捜査費ごとに綴られている。

(ア) 支払精算書①②（取扱者・補助者の決裁印）には、取扱者及び補助者の印影がある。

(イ) 支払精算書③（作成年月日）には、当該支払精算書を作成した年月日が記載されている。同年月日は、捜査員が支払を完了し、支払精算書を

作成した日であり、基本捜査費の執行は、原則として、取扱者から当日交付され、捜査員も当日支払及び当日精算報告をしていることから、通常は、基本捜査費の交付を受けた日となっているが、捜査員と情報提供者等との接触が当日の深夜であったり、土日等に行われた場合には、翌日又は直近の勤務日となることもある。

(ウ) 支払精算書④(宛名)には、当該捜査員の取扱者(所属長)が、例えば、「△△課長」「△△警察署長」のように記載されている。

(エ) 支払精算書⑤(精算報告者)には、基本捜査費の交付を受けた捜査員(精算報告者)の階級及び氏名が、例えば、「階級 警部補 氏名 △△△△ 印」のように記載されている。

(オ) 支払精算書⑥(交付年月日)には、基本捜査費の交付を受けた年月日が記載されている。

(カ) 支払精算書⑦～⑨(交付額、支払額、差引過不足額)には、各々、基本捜査費の交付を受けた額、実際に基本捜査費を支払った額の合計、両者の差引過不足額が記載されている。支払額は、情報提供者等の債主者に支払った額の合計額である。

(キ) 支払精算書⑩(支払年月日)には、基本捜査費を支払った年月日が記載されている。同年月日は、捜査員が情報提供者等の債主者と接触していれば、当該接触した日を表しているものである。

(ク) 支払精算書⑪(支払事由)には、例えば「△△事件の捜査協力者△△△△への現金謝礼」のように、捜査協力者等の債主者の氏名のほか、当該捜査費を執行した目的(事件名等の情報を含む。)が具体的に記載されているほか、捜査活動に要する経費のうち捜査協力者に対する謝礼についても、単に「謝礼」「お礼」等の定型文言で記載するに留まらず、「現金」又はそれ以外の物についても「菓子折」「寿司折」「たばこ」「ビール券」等具体的に記載することを要し、聞き込み、張り込み、追尾等

に際し必要とする諸経費についても、「電車、バス、タクシー等の交通費」「有料道路の通行料、有料駐車場の駐車料」「張込時の補食費、飲食店での飲食費」等を具体的に記載されており、また、事件名は具体的に記載されている。

(ク) 支払精算書⑫（金額）には、支払精算書⑧の内訳、すなわち、個別の基本捜査費支払金額が記載されている。

(コ) 支払精算書⑬（返納又は領収年月日）には、精算の結果、残金があった場合には返納の、不足金が生じている場合には追加領収をした年月日が記載されている。

(ケ) 支払精算書⑭（領収印）には、残金の返納又は不足金の追加分を、上記の返納又は領収年月日に受領した証として押印した印影がある。

(シ) そして、支払精算書⑤⑥（精算報告者、交付年月日）、あるいは支払精算書⑤⑬⑭（精算報告者、返納額の返納年月日、領収印）には、取扱者から捜査員（捜査員としての取扱者を含む。）への基本捜査費の交付に係る事項、あるいは捜査員から取扱者への残金の返納又は不足分の追給に係る事項が記載されており、これは、取扱者から捜査員への基本捜査費の交付に係る現金出納簿②（摘要）に記載された情報（例えば、「△△情報収集費 警部補△△△△」や「△月△日渡分」等）、あるいは捜査員から取扱者への残金の返納又は不足分の追給に係る現金出納簿②に記載された情報（例えば、「△月△日渡分 精算追給 警部補△△△△渡」等）と符合する情報である。

エ 立替払報告書

立替払報告書は、捜査員が基本捜査費を立替払した場合、当該立替払額について取扱者の確認を受けるための報告文書である。なお、県警本部各課・各警察署・捜査本部ごとに、また、国費捜査費・県費捜査費ごとに綴られている。

- (ア) 立替払報告書①（作成年月日）には、当該立替払報告書を作成した年月日が記載されている。
- (イ) 立替払報告書②（宛名）には、当該捜査員の所属長（取扱者）が、例えば、「△△課長」「△△警察署長」のように記載される。
- (ウ) 立替払報告書③（立替払報告者）には、基本捜査費の立替払をした捜査員（立替払報告者）の階級及び氏名が、例えば、「階級 警部補 氏名 △△△△ 印」のように記載されている。
- (エ) 立替払報告書④（立替払金額の合計）には、立替払をした金額の合計が記載されている。
- (オ) 立替払報告書⑤（支払年月日）には、基本捜査費を支払った年月日が記載されている。同年月日は、捜査員が情報提供者等の債主者と接触していれば、当該接触した日を表しているものである。
- (カ) 立替払報告書⑥（金額）には、立替払報告書④の内訳、すなわち、個別の基本捜査費支払金額が記載される。
- (キ) 立替払報告書⑦（債主者住所氏名）には、個別の基本捜査費の支払いにつき、基本捜査費の支払先である捜査協力者等（債主者）の住所や氏名が記載されている。
- (ク) 立替払報告書⑧（支払事由）には、個別の基本捜査費の支払いにつき、例えば「新潟市△△△の△△捜査時の入口ドア開錠委託費」のように、当該捜査費を執行した目的が、事件名等とともに具体的に記載されている。
- (ケ) 立替払報告書⑨（備考）には、個別の基本捜査費の支払につき、立替払報告書⑤～⑧の記載に加えてさらに記載すべきことがあれば、記載がされている。
- (コ) 立替払報告書⑩（報告年月日）には、立替払の報告をした日が記載されている。

(イ) 立替払報告書① (取扱者の確認印) には、立替払の報告を受けた取扱者がこれを確認した証として押印した印影がある。

オ 精算領収書等

精算領収書等は、基本捜査費の個別執行の課程において作成取得された領収書等の文書又は債主者名義の領収書等を聴取することができなかった場合に捜査員が作成した支払報告書であり、基本捜査費の支払事実を証明するために、捜査員が支払精算書に添付するものである。

その種別及び具体的記載内容は多岐にわたるが、例えば、情報提供者等が謝礼金を受領した際に作成する領収書のほか、捜査員が日常の捜査活動の中で使用する交通費、飲食費、物品費等の諸経費の執行に際し、業者等が作成する領収書等があり、当該捜査費を支出した年月日、相手方、明細等が記載されている。

また、捜査員が作成した支払報告書には、当該報告書を作成した年月日、宛名 (取扱者宛)、報告者の官職・氏名・印、当該報告を確認した所属長・課長等の官職・氏名・印のほか、支払を受けた者 (債主者) の氏名・住所、支払額、現金を支払った日時・場所、現金を支払った理由・状況、領収書を徴取することができなかった理由・状況等が詳細に記載されている (ただし、債主者の生命身体に危険が及ぶおそれがあるなどの特別な場合には、例外的に、これを防ぐ限度で記載を一部省略することもできる。)

カ 交付書兼支払精算書

交付書兼支払精算書は、中間交付者が取扱者から交付を受けた捜査諸雑費を捜査員に交付する際及び中間交付者が取扱者にその捜査員分の捜査諸雑費を精算する際に作成する文書である。なお、支払精算書同様、県警本部各課・各警察署・捜査本部ごとに、また、国費捜査費・県費捜査費ごとに綴られている。

(ア) 交付書兼支払精算書①② (取扱者・補助者の決裁印) には、取扱者及

び補助者の印影がある。

(イ) 交付書兼支払精算書③（作成年月日）には、当該交付書兼支払精算書を作成した年月日が記載されている。

(ウ) 交付書兼支払精算書④（宛名）には、当該捜査員の取扱者（所属長）が記載されている。

(エ) 交付書兼支払精算書⑤（精算報告者）には、捜査諸雑費の交付を受けた中間交付者（精算報告者）の階級及び氏名が記載されており、詳細は上記ウ(エ)と同様である。

(オ) 交付書兼支払精算書⑥（月数）には、何月分の捜査諸雑費であるか、その月数が記載されている。

(カ) 交付書兼支払精算書⑦～⑨（全体の交付額、支払額、返納額）のうち、交付額には中間交付者が取扱者から概算受領した捜査諸雑費を捜査員としての中間交付者自身及びその配下の捜査員に交付した額の合計が、支払額には中間交付者から交付を受けた捜査員としての中間交付者自身及びその配下の捜査員が情報提供者等の債主者に支払った額の合計が、返納額には中間交付者から交付を受けた捜査員としての中間交付者自身及びその配下の捜査員が情報提供者等の債主者に支払った後の残額の合計が、それぞれ記載されている。

(キ) 交付書兼支払精算書⑩（内訳欄の交付年月日）には、中間交付者が捜査員としての中間交付者自身又はその配下の捜査員に捜査費を交付した日が記載されている。

(ク) 交付書兼支払精算書⑪（内訳欄の官職、交付者名）には、中間交付者から捜査諸雑費の交付を受けた捜査員としての中間交付者自身又はその配下の捜査員の階級及び氏名が記載されている。

(ケ) 交付書兼支払精算書⑫～⑮（内訳欄の交付額、支払額、返納額、確認印）のうち、交付額には中間交付者から捜査員としての中間交付者自身

又はその配下の捜査員が交付を受けた額が、支払額には捜査員としての中間交付者又はその配下の捜査員が情報提供者等の債主者に支払った額が、返納額には、捜査員としての中間交付者又はその配下の捜査員が交付を受けた捜査費の支払後の残額が、それぞれ記載されており、確認印には、上記記載事項に誤りがないことを確認した証として、捜査員としての中間交付者又はその配下の捜査員が押印した印影がある。

- (ロ) そして、交付書兼支払精算書⑤⑥（精算報告者、月数）には、取扱者から中間交付者への捜査諸雑費の交付に係る事項、あるいは中間交付者から取扱者への残金の返納に係る事項が記載されており、これは、取扱者から中間交付者への捜査諸雑費の交付に係る現金出納簿②（摘要）に記載された情報のうち中間交付者の官職・氏名が記載されているもの（例えば、「〇月分捜査諸雑費（〇名分）警部〇〇〇〇 渡」や「〇月〇日渡分 捜査諸雑費精算返納 警部〇〇〇〇」等）と符合する情報である。

キ 支払伝票

支払伝票は、捜査員が自ら執行した捜査諸雑費を中間交付者に報告するための文書であり、下部には捜査諸雑費の個別の執行で作成取得された領収書等の文書が貼付されている。

- (ア) 支払伝票①（作成年月日）には、当該支払伝票を作成した年月日が記載されている。

(イ) 支払伝票②（捜査員）には、中間交付者から捜査諸雑費の概算交付を受け、これを個別に執行した捜査員の官職及び氏名が記載されている。

- (ウ) 支払伝票③～⑥（支払年月日、金額、支払先、支払事由）には、捜査員が個別に執行した捜査諸雑費について、各執行ごとにその具体的な支払年月日、金額、支払先、支払事由が記載されており、このうち支払事由には、添付した領収書等の説明、すなわち、いつ、どこで、誰に、何

のために支払ったかを、例えば、「〇〇事件容疑者〇〇〇〇を尾行中のタクシー代（〇〇駅前～〇〇前）」「〇〇事件容疑者〇〇〇〇を張り込み中の遊技（パチンコ・パッキーカード購入）（〇〇巡査扱い）」等と具体的に記載している。

(エ) 支払伝票⑦（貼付領収書等）には、上記ウで例示したような捜査諸雑費の個別執行の課程において作成取得された領収書等が貼付されている。

3 部分公開について

(1) 本件条例8条1項について

本件条例8条1項は、公開請求に係る行政文書が「非公開情報を記録した部分」と「それ以外の部分」とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、公開請求者に対し、「当該非公開情報を記録した部分」を除いて、当該行政文書を公開すべきことを定めているのであって、同条2項が、「情報」のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除いた部分の公開について定めているのと異なっているから、その文理上、1個の行政文書に複数の情報が記録されている場合において、その中に非公開情報に該当するものがあるときは、当該情報が記載された部分を除いたその余の部分についてのみ、これを公開することを実施機関に義務付けているにすぎないものである。すなわち、同条は、非公開情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開情報は記載されていないものとみなして、これを公開することまでをも実施機関に義務付けているものと解することはできないのである。したがって、実施機関において、その裁量判断により、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化してその一部が記録されている行政文書の部分のみを非公開とし、その余の部分を開示するといった態様の部分公開を任意に行

うことは、本件条例の許容するところではあるが、実施機関においてこれを細分化することなく一体として非公開決定をしたときに、公開請求者が実施機関に対して、同条を根拠として、公開することに問題のある箇所のみを除外してその余の部分を公開するよう請求する権利はなく、裁判所もまた、当該非公開決定の取消訴訟において、実施機関がこのような態様の部分公開をすべきであることを理由として当該非公開決定の一部を取り消すことはできない（最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決・民集55巻2号530頁参照）。

(2) 本件文書について

以上を前提として、本件文書について検討する。

ア 現金出納簿について

前記認定事実によれば、現金出納簿には、各支出又は受入ごとにその年月日（現金出納簿①）、摘要（同②）、金員の受払等（同③～⑤）の関係記載部分が、当該捜査費の支出又は受入に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、当該記載部分を更に細分化して、非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできない。

イ 支出伺について

前記認定事実によれば、支出伺には、各支出ごとにその被交付者の官職・氏名及び領収印（支出伺⑤⑨）、交付金額（同⑥）、支出事由（同⑦）、交付年月日（同⑧）の関係記載部分が、当該支出に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、同⑤～⑨に記載されたものを更に細分化して、非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできない。

しかし、同③（作成年月日）に記載された情報は当該支出伺を作成した

年月日であり、同④（支出額）に記載された情報はそのときに支出をすることとなった現金の合計額であるから、これらは、当該支出合計に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるが、他の部分を含めて全て一纏めとし、支出伺1通全体をもって独立した一体的な情報を成すものとみることはできず、また、これらの部分を容易に分離することが可能であるものと認められる。そして、前記前提事実も併せ考慮すると、同⑤～⑨と分離して同③④のみを公開しても、公開請求の趣旨を損なわない程度のものであると認められる。

他方、同①②は、取扱者及び補助者の決裁があったという情報が記載されているにすぎず、支出伺③④の部分と分離してこれのみを公開しても、公開請求の趣旨を全うできるものではないものと考えられる。

ウ 支払精算書について

前記認定事実によれば、支払精算書は、精算報告を行うために支払精算書を作成した年月日（支払精算書③）、基本捜査費の精算報告に係る精算を受ける者（同④）、精算をする者（同⑤）、精算対象となる基本捜査費が交付された年月日及び交付額（同⑥⑦）、基本捜査費を執行した支払額の合計（同⑧）、その交付分と支払分との精算の結果（同⑨⑬）、その領収印（同⑭）の関係記載部分が、当該基本捜査費の精算に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、支払精算書③～⑨⑬⑭に記載されたものを更に細分化して、非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできない。また、支払精算書⑩～⑫には、基本捜査費の個々の執行ごとに、当該執行に係る年月日、使途及び使用額が記載されており、これらの情報は、各執行ごとに当該執行に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、同部分に記載されたものを更に細分化して、非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の

部分を本件条例 8 条 1 項に基づいて公開しなければならないものと解することはできない。

そして、支払精算書①②は、他の部分と容易に分離することが可能であるものの、前記前提事実も併せ考慮すれば、他の部分と分離して同①②のみを公開しても、公開請求の趣旨を全うできるものではないものと考えられる。

エ 立替払報告書について

前記認定事実によれば、立替払報告書は、捜査員が立替払をした基本捜査費の報告を行うために立替払報告書を作成した年月日（立替払報告書①）、立替払の報告を受ける者（同②）、報告をする者（同③）、報告をする対象となる立替払額（同④）、実際に報告を受けた年月日（同⑩）、報告を受けたことを証する確認印（同⑪）の関係記載部分が、当該立替払の報告に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、立替払報告書①～④⑩⑪に記載されたものを更に細分化して、非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例 8 条 1 項に基づいて公開しなければならないものと解することはできない。また、捜査員が立替払をした各基本捜査費の個別執行（支払）ごとに、各々、その年月日（同⑤）、金額（同⑥）、支払先の者の住所・氏名（同⑦）、支払事由ないし備考（同⑧⑨）の関係記載部分が、当該個別執行に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、これを更に細分化して、非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例 8 条 1 項に基づいて公開しなければならないものと解することはできない。

オ 精算領収書等について

前記認定事実によれば、精算領収書等は、各基本捜査費の個別執行（支払）ごとにこれに対応する領収書等に記録された情報が全体として当該基本捜査費の個別執行に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきで

あるから、これを更に細分化してその一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできない。

カ 交付書兼支払精算書について

前記認定事実によれば、交付書兼支払精算書は、中間交付者が捜査員としての中間交付者自身及びその配下の捜査員分に係る捜査諸雑費の精算報告を行うために交付書兼支払精算書を作成した年月日（交付書兼支払精算書③）、捜査諸雑費の精算報告に係る精算を受ける者（同④）、精算をする者（同⑤）、精算対象となる捜査諸雑費の月数及び交付額（同⑥⑦）、当月分の捜査諸雑費を執行した支払額の合計（同⑧）、その交付分と支払分との精算返納の結果（同⑨）の関係記載部分が、当該捜査諸雑費の精算に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、交付書兼支払精算書③～⑨に記載されたものを更に細分化して、非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできない。また、交付書兼支払精算書⑩～⑮に記載された、中間交付者から捜査員としての中間交付者自身又はその配下の捜査員への捜査諸雑費の交付並びに当該捜査員の捜査諸雑費の執行及び精算返納ごとの、当該交付等に係る交付年月日、当該捜査員の官職・氏名（印影を含む）、交付額、支払額及び返納額の情報は、捜査諸雑費の交付、執行、精算返納に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、同部分に記載されたものを更に細分化して、非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできない。

そして、交付書兼支払精算書①②は、他の部分と容易に分離することが可能ではあるものの、前記前提事実も併せ考慮すれば、他の部分と分離して同①②のみを公開しても、公開請求の趣旨を全うできるものではないも

のと考えられる。

キ 支払伝票について

前記認定事実によれば、支払伝票については、捜査員がした各捜査諸雑費の個別執行（支払）ごとに記載された、その年月日（支払伝票③）、金額（同④）、支払先（同⑤）、支払事由（同⑥）、これに対応する貼付領収書（同⑦）の関係記載部分が、当該個別執行に係る独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、支払伝票③～⑦に記載されたものを更に細分化して、非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできない。

そして、支払伝票①②は、他の部分と容易に分離することが可能であるものの、前記認定事実によれば、支払伝票は、捜査諸雑費を執行した捜査員全員が、一定期間ごとに、各々中間交付者へその報告をするために作成するものであるところ、これに前記前提事実も併せ考慮すれば、他の部分と分離して同①②のみを公開しても、公開請求の趣旨を全うできるものではないものと考えられる。

4 以上の事実をもとに、本件請求部分に記載されている情報が本件条例7条の非公開情報に該当するかについて判断する。

被告は、本件請求部分の全てについて同条4号の該当性を、一部について同条4号に加えて同条2号の該当性を主張するところ、同条各号の非公開情報の一つに当たれば、本件決定、当該情報に係る部分を非公開としたことに違法はないから、まずは同条4号該当性について判断する。

(1) 本件条例7条4号該当性についての司法審査の在り方等について

ア 本件条例7条4号は、「おそれがあるもの」とする同条2号、3号ア、5号及び6号（甲1）と異なり、「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」との文言が用いられているところ、その趣

旨は、その判断が犯罪等に関する将来予測の専門的、技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、このような情報が記録されているかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを審理判断することとするのが適当であるという点にあるものと解される。したがって、実施機関の本件条例7条4号の非公開事由に該当するとの判断には裁量権が認められるのであって、これが違法となるのは、実施機関の第一次的な判断が合理性を持つ判断として許容される限度を越える場合、すなわち、当該処分が裁量権を逸脱し、又は濫用したと認められる場合であって、具体的には、重要な事実の基礎を欠くか、又は合理性を持つものとして許容される限度を超えたと認められた場合に限られるとすべきである。

イ これに対し、原告は、司法審査の場において、裁判所が本件条例7条4号に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重すべきとの解釈については争わないものの、同号は、非開示事由として「相当の理由」の存在を要求しているのであるから、裁判所は、裁量権の逸脱・濫用だけでなく、開示拒否の根拠が具体的にしめされているかどうかを審理すべきで、「相当の理由」についての主張立証責任は被告にある旨主張する。

しかし、上記のとおり、本件条例7条4号は、その判断に犯罪等に関する将来予測の専門的、技術的判断を要するなどの特殊性があることから、実施機関の判断に裁量権を認めたものと解するのが相当であって、このことに照らすと、原告の上記主張は、採用できない。

ウ また、原告は、「相当の理由」の有無の判断基準として、守秘義務について問題とされる実質秘性の3要件を充足するか否かによって判断するのが相当である旨主張するが、守秘義務の問題と非公開事由該当性の問題と

は別個の問題であって、原告の上記主張は採用できない。なお、原告は、本件文書に記載された犯罪捜査報償費の支出が、違法な目的外支出であること又は目的外支出されたものではないかとの合理的な疑いを差し挟む余地があることを前提にして、本件請求部分に記載された情報が上記3要件を満たしていない旨主張するが、前記のとおり、本件の犯罪捜査報償費の支出が違法な目的外支出であると認めることはできないし、また、同支出が目的外支出ではないかとの合理的な疑いを差し挟む余地があるとも認められないから、原告のこの点についての主張は、いずれにせよ理由がない。

(2) 現金出納簿について

ア 捜査諸雑費に係る現金出納簿①～⑤（年月日、摘要、収入金額、支払金額、差引残高）について

（ア）前記認定事実のとおり、現金出納簿②（摘要）のうち、捜査諸雑費に係る摘要については、例えば、「○月分捜査諸雑費（○名分）」、「○月分捜査諸雑費（○名分）警部○○○○ 渡」、「○月分捜査諸雑費追加交付（○名分）警部○○○○ 渡」、「○月○日渡分 捜査諸雑費精算返納 警部○○○○」等の記載がされている。

（イ）現金出納簿②に捜査員ないし中間交付者の官職又は氏名が記載されていないもの（例えば、「○月分捜査諸雑費（○名分）」）については、これに加えて当該受入又は支出年月日や金額（現金出納簿①③④）といった情報が公にされた場合、現金出納簿が各部署ごとに綴られており、各部署ごとに掌握事件・事務が異なることも考えれば、当該部署の捜査状況の活発さのある程度は窺い知ることが可能ではあるものの、前記認定事実を鑑みれば、月ごとの概算交付については、いわばルーティンに月ごとに中間交付者が取扱者から概算交付を受けるものであり、それ以外の月の途中の追加概算交付や精算返納についても、日々の捜査諸雑費の執行について逐一記載しているものではないから、現金出納簿①～⑤に

記載された情報が公になったとしても、これにより、被疑者等の逃亡及び証拠隠滅、捜査手法の比較・分析、協力者等の特定がなされるなどして犯罪捜査に支障が生じるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないというべきであり、そうすると、現金出納簿①～⑤についての実施機関の判断は合理性を欠き、許容し得るものではない。

ただし、刑事部捜査第一課・平成14年度・県費・捜査本部の平成14年4月起、5月起、9月起、平成15年1月起及び2月起の現金出納簿（以下、これらを併せて「捜査本部現金出納簿」という。）については、重要なし特殊な事件が発生したときなどに設置されるという捜査本部の特殊性や、事件発生場所の字名等の事件を特定し得る情報が含まれている捜査本部名も間々あることに鑑みれば、当該情報が公にされた場合には、特定の事件についての捜査活動の活発さを窺い知ることができるから、平成16年5月19日時点において、捜査本部現金出納簿については、捜査員ないし中間交付者の官職又は氏名が記載されていない捜査諸雑費の交付等に係る摘要、年月日及び金額について、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

- (ウ) 現金出納簿②に捜査員ないし中間交付者の官職又は氏名が記載されているもの（例えば、「〇月分捜査諸雑費（〇名分）警部〇〇〇〇 渡）」については、これに加えて当該交付を受けた年月日や金額（現金出納簿①③④）といった情報が公にされた場合、当該情報に被疑者等が自己の持ち得る情報（例えば、「警部〇〇〇〇の配下の捜査員が、〇〇の事件について担当している」等の情報。）も併せて分析等すれば、特定の部署というに留まらず、相当程度特定された範囲の捜査について、その捜査状況の活発さを窺い知ることが可能であることを考えれば、公にする

ことにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

イ 基本捜査費に係る現金出納簿①～⑤について

前記認定事実のとおり、基本捜査費に係る現金出納簿②（摘要）は、具体的な事件名や当該事件を担当していると推測される捜査員の官職・氏名等の情報も記載されている上、日々の基本捜査費の執行について逐一記載されているところ、これらの情報が公開されれば、まさに具体的な事件についての具体的な情報を知り、捜査の内容を把握し得ることになるから、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

ウ 現金出納簿⑥（月額合計）及び各月毎の記載件数について

上記部分については、刑事部捜査第一課・平成14年度・県費・捜査本部の平成14年5月起及び9月起の現金出納簿が本件訴訟の対象となっているところ、前述のような捜査本部の特殊性等に鑑みれば、当該情報が公にされた場合には、特定の事件について、各月ごとの捜査活動の活発さを窺い知ることができるから、平成16年5月19日時点において、上記現金出納簿については、収入金額及び支払金額の月額合計並びに各月毎の記載件数について、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

エ 小括

以上のとおり、捜査本部以外の現金出納簿における、摘要欄に中間交付者の官職又は氏名が記載されていない捜査諸雑費の受入又は支出に係る現金出納簿①～⑤に記載された情報は、いずれも公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断には合理性がなく、裁量権を逸脱又は濫用したものというべきであり、違法で

あるが、その余の部分についての実施機関の判断は、裁量権を逸脱又は濫用したものとは認められず、違法であるとはいえない。

(3) 支出伺について

ア 捜査諸雑費に係る支出伺について

(ア) 前記認定事実に照らせば、捜査諸雑費に係る支出伺は、取扱者から中間交付者へ捜査諸雑費を概算交付をする際に作成されるものであるところ、支出伺⑤⑨（捜査員の官職・氏名、領収印）には、中間交付者の官職・氏名及びその領収印の印影が記載されており、前述のとおり、中間交付者の氏名から相当程度に事件が特定される可能性がある上、これに加えて当該交付を受けた金額（支出伺⑥）といった情報が公にされた場合、相当程度特定された事件の捜査の状況の活発さを窺い知ることが可能であるから、これにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

(イ) 支出伺④（支出額）に記載された情報については、支出伺⑤に記載された中間交付者らに各々概算交付された金額の合計に過ぎず、また、支出伺③（作成年月日）に記載された情報については、その支出伺が作成された年月日に過ぎず、たとえ同年月日と概算交付をした年月日が符合していたとしても、これを公にすることにより、被疑者等の逃亡及び証拠隠滅、捜査手法の比較・分析、協力者の特定等がなされるなどして犯罪捜査に支障が生じるとは考えられないのであり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を欠き、許容し得るものではない。

(ウ) 支出伺①②（取扱者・補助者の決裁印）に記載された情報については、被告も本件条例7条各号の該当性を特段主張せず、これを認めるに足りる証拠もない。

イ 基本捜査費に係る支出伺について

(ア) 前記認定事実に照らせば、基本捜査費に係る支出伺は、捜査員へ基本捜査費を交付をする際に作成されるものであるところ、支出伺⑤⑦⑨(捜査員の官職・氏名、支出事由、領収印)に記載された情報は、基本捜査費に係る現金出納簿②(摘要)に記載された情報と符合するから、前記(2)イ同様、これを公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

(イ) 支出伺④(支出額)に記載された情報については、支出伺⑤に記載された捜査員らに各々交付された金額の合計に過ぎず、また、支出伺③(作成年月日)に記載された情報については、その支出伺が作成された年月日に過ぎず、たとえ同年月日と概算交付をした年月日が符合していたとしても、これらの情報が公にされた場合、支出伺が各部署ごとに綴られており、各部署ごとに掌握事件・事務が異なることも考えれば、当該部署の捜査状況の活発さをある程度は窺い知ることが可能ではあるものの、上記(ア)の情報が非公開とされていれば、支出伺③④に記載された情報だけで被告が主張するほどの推察をされるおそれがあるとは考え難く、同情報を公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を欠き、許容し得るものではない。

(ウ) 支出伺①②(取扱者・補助者の決裁印)に記載された情報については、被告も本件条例7条各号の該当性を特段主張せず、これを認めるに足りる証拠もない。

ウ 支出伺が何通存在するかという情報について

被告は、支出伺が何通存在するかという情報についても、これを公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、部分公開することもできない旨主張するが、この情報が公にされた場合、

支出伺が各部署ごとに綴られており、各部署ごとに掌握事件・事務が異なることも考えれば、当該部署の捜査状況の活発さをある程度は窺い知ることが可能ではあるものの、支出伺⑤～⑨に記載された情報が非公開とされていれば、支出伺の枚数という情報だけで被告が主張するほどの推察をされるおそれがあるとは考え難く、同情報を公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断に合理性があるとは認められない。

エ 小括

以上のおおりに、支出伺①～④に記載された情報については、いずれも公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断には合理性がなく、裁量権の逸脱又は濫用したものというべきであり、違法であるが、その余の情報については、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、裁量権の逸脱又は濫用したものとは認められず、違法であるとはいえない。

(4) 支払精算書について

ア 前記認定事実のおおりに、支払精算書は、捜査員が取扱者へ基本捜査費の支払精算をする際に作成されるものであるところ、支払精算書⑤⑥（精算報告者、交付年月日）、あるいは支払精算書⑤⑬⑭（精算報告者、返納額の返納年月日、領収印）に記載されている情報は、取扱者から捜査員への基本捜査費の交付に係る現金出納簿②（摘要）に記載された情報（例えば、「△△情報収集費 警部補△△△△」や「△月△日渡分」等）、あるいは捜査員から取扱者への残金の返納又は不足分の追給に係る現金出納簿②に記載された情報（例えば、「△月△日渡分 精算追給 警部補△△△△渡」等）と符合する情報であるから、前記(2)イと同様、これを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関

の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

イ 前記認定事実に照らせば、支払精算書⑪（支払事由）には、捜査協力者等の債主者の氏名、当該捜査費を執行した目的（事件名等の情報を含む。）、捜査活動に要する経費のうち捜査協力者に対する謝礼の具体的内容、聞き込み・張り込み・追尾等に際して必要とする諸経費の具体的使途が記載されている。そうすると、上記アの情報から知り得るよりも更に具体的に特定の事件の捜査の状況を知ることが可能であるから、これを公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

ウ 小括

以上のとおり、支払精算書⑤⑥⑪⑬⑭に記載された情報について、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得るところ、前記3(2)ウのとおり、支払精算書③～⑨⑬⑭、あるいは各支払ごとの同⑩～⑫に記載された情報は、これを更に細分化して非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできず、また、同①②に記載された情報も、これを他の部分と分離して本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできないから、結局のところ、支払精算書の全てについて非公開としたことが違法であるとはいえない。

(5) 立替払報告書について

ア 前記認定事実に照らせば、立替払は、突発事案等に応急的に対応する必要が生じたときに行われるものであるところ、立替払報告書③には、立替払をした捜査員の階級・氏名が記載されており、これらの情報が公開された場合、当該情報に被疑者等が自己の持ち得る情報（例えば、「△△△△刑事は、現在△△の事件の捜査をしている」等の情報。）も併せて分析等

すれば、相当程度特定された事件の捜査について、その捜査状況の活発さ、進展の程度等を窺い知ることが可能であるから、これを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

イ 前記認定事実によれば、立替払報告書⑦には、捜査員が突発的に必要となった基本捜査費の支払をした相手の氏名・住所が記載されており、立替払報告書⑧⑨には、当該支払の事由が記載されているところ、これらの情報が公開されれば、捜査の具体的な情報（例えば、「△△△△という者が情報を提供した」等）を知り、捜査の内容を把握し得ることになるから、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

ウ 小括

以上のとおり、立替払報告書③⑦⑧⑨に記載された情報について、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得るところであり、裁量権を逸脱又は濫用したものとは認められない。

そして、前記3(2)エのとおり、立替払報告書①～④⑩⑪、あるいは各支払ごとの同⑤～⑨に記載された情報は、これを更に細分化して非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできないから、結局のところ、立替払報告書の全てについて非公開としたことが違法であるとはいえない。

(6) 精算領収書等

前記認定事実のとおり、精算領収書等には、基本捜査費の個別執行について、それぞれ具体的な事実が記載されており、これらの情報が公にされれば、捜査の内容を把握し得ることになるから、公にすることにより、公共の安全

と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得るところであり、裁量権を逸脱又は濫用したものは認められない。

そして、前記3(2)オのとおり、精算領収書等は、これを更に細分化してその一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできないから、結局のところ、精算領収書等の全てについて非公開としたことは、違法ではない。

(7) 交付書兼支払精算書について

ア 前記認定事実のとおり、交付書兼支払精算書は、中間交付者が捜査員へ捜査諸雑費を交付する際及び中間交付者が取扱者へその捜査員分の捜査諸雑費の支払精算をする際に作成されるものであるところ、交付書兼支払精算書⑤⑥（精算報告者、月数）に記載されている情報は、取扱者から中間交付者への捜査諸雑費の交付に係る現金出納簿②（摘要）に記載された情報のうち中間交付者の官職・氏名が記載されているもの（例えば、「〇月分捜査諸雑費（〇名分）警部〇〇〇〇 渡」や「〇月〇日渡分 捜査諸雑費精算返納 警部〇〇〇〇」等）と符合する情報であるから、前記(2)ア(ウ)と同様、これを公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

イ 前記認定事実には、中間交付者の捜査員へ捜査諸雑費が交付されたという情報が記載されているところ、これに加えて、交付年月日や交付額等（交付書兼支払精算書⑩⑪等）の情報が公にされた場合、当該情報に被疑者等が自己の持ち得る情報（例えば、「〇〇〇〇刑事は、〇〇の事件担当である」等の情報。）も併せて分析等すれば、特定の部署というに留まらず、上記アの情報から知り得るよりも更に具体的に、相当程度特定された範囲の捜査

について、その捜査状況の活発さを窺い知ることが可能であるから、これを公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得る。

ウ 小括

以上のとおり、交付書兼支払精算書⑤⑥⑩に記載された情報について、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得るところであり、裁量権を逸脱又は濫用したものとは認められない。

そして、前記3(2)カのとおり、交付書兼支払精算書⑤～⑨、あるいは各交付等ごとの同⑩～⑮に記載された情報は、これを更に細分化して非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできず、また、同①②に記載された情報も、これを他の部分と分離して本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできないから、結局のところ、交付書兼支払精算書の全てについて非公開としたことが違法であるとはいえない。

(8) 支払伝票について

ア 前記認定事実に照らせば、支払伝票⑤には、捜査員が捜査諸雑費の支払をした相手が記載されており、支払伝票⑥には、当該支払の事由が具体的に記載されており、支払伝票⑦にはその支払事実の証明となる領収書等が貼付されているところ、これらの情報が公開されれば、捜査の具体的な情報を知り、捜査の内容を把握し得ることになるから、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容し得るところであり、裁量権を逸脱又は濫用したものとは認められない。

イ そして、前記3(2)キのとおり、各支払ごとの支払伝票③～⑦に記載され

た情報は、これを更に細分化して非公開情報が記載された一部のみを非公開とし、その余の部分を本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできず、また、同①②に記載された情報も、これを他の部分と分離して本件条例8条1項に基づいて公開しなければならないものと解することはできないから、結局のところ、支払伝票の全てについて非公開としたことが違法であるとはいえない。

- (9) 以上のとおり、本件請求部分に記載された情報のうち、㊸捜査本部出納簿以外の現金出納簿に記載された捜査諸雑費の受入又は支出で、摘要欄に中間交付者の官職又は氏名が記載されていないものに係る現金出納簿①～⑤（年月日、摘要、収入金額、支払金額、差引残高）及び㊹支出伺①～④（取扱者・補助者の決裁印、作成年月日、支出額）に記載された情報は、本件条例7条4号に該当しない。そして、上記㊸及び㊹部分の情報について同条1～3, 5, 6号の一つに該当すると認めるに足りる証拠はないから、本件決定のうち上記部分を非公開とした部分は違法である。

他方、本件請求部分のうち、その余の部分に記載された情報は、同条4号の非公開情報に該当する、又はその非公開情報と独立した一体的な情報である、若しくは公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるとは認められない部分であるから、本件決定のうちこれらの部分を非公開とした部分が違法であるとはいえない。

- (10) なお、上記の判断は、審査会の本件答申と異なる部分があるが、本件答申には法的拘束力がない上、本件答申は、独立した一体的な情報を細分化してその一部が記録されている行政文書の部分のみを非公開とし、その余の部分を公開すべきとの内容を含んでいること、本件文書の作成から相当の期間が経過していることを考慮したものであること（甲6, 10）からすると、本件決定の取消訴訟である本件において、本件答申と異なる結論になることはやむを得ないところである。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、本件請求部分のうち、㉑捜査本部出納簿以外の現金出納簿に記載された捜査諸雑費の受入又は支出で、摘要欄に中間交付者の官職又は氏名が記載されていないものに係る現金出納簿①～⑤（年月日、摘要、収入金額、支払金額、差引残高）及び㉒支出伺①～④（取扱者・補助者の決裁印、作成年月日、支出額）の各部分を非公開とした部分については違法であるから、これを取り消し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

新潟地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 森 一 岳

裁判官 瀬 沼 美 貴

裁判官中俣千珠は転補につき署名押印できない。

裁判長裁判官 森 一 岳

(別紙)

公開請求一覧表 I

平成16年5月19日付け広第101号関係

現金出納簿		文書の種類		公開を求める部分	
現金出納簿	刑事部捜査第一課	平成14年度	国費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。	
		平成14年度	県費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。	
		平成14年度	県費、捜査本部(平成14年4月起)	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。	
		平成14年度	県費、捜査本部(平成14年5月起)	収入金額・支払金額の記載件数、月額合計。	
	刑事部捜査第二課	平成14年度	県費、捜査本部(平成14年9月起)	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。	
		平成14年度	県費、捜査本部(平成15年1月起)	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。	
		平成14年度	県費、捜査本部(平成15年2月起)	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。	
		平成14年度	国費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。ただし、激励慰労費の支払に係る「月」「日」「摘要」「収入金額」「支払金額」を除く。	
	刑事部鑑識課	平成14年度	県費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。	
		平成14年度	県費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。	
	新潟中央警察署	平成14年度	国費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。	
		平成14年度	県費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由、支払金額。	

(別紙)

公開請求一覧表Ⅱ
平成16年12月24日付け広第210号関係

現金出納簿		文書の種類		公開を求めめる部分
警察本部少年課	平成15年度	県費	個別の出納額。	
警察本部交通指導課	平成15年度	県費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由。 個別の出納額。	
警察本部少年課	平成15年度	県費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由。 全て。	
警察本部交通指導課	平成15年度	県費	全て。	

(別紙)

公開請求一覧表Ⅲ

平成16年12月24日付け広第211号関係

文書の種類			公開を求めめる部分
現金出納簿	警察本部少年課	平成15年度 県費	個別の出納額。 捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由。
	警察本部交通指導課	平成15年度 県費	個別の出納額。 捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由。
支出証拠書類の 支出伺 支払精算書	警察本部少年課	平成15年度 県費	全て。

警察本部少年課	平成15年度	県費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由。
警察本部交通指導課	平成15年度	県費	捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、支払事由。
警察本部少年課	平成15年度	県費	全て。

(別紙)

非公開部分一覽表 I

平成16年5月19日付け広第101号関係

現金出納簿		文書の種類		公開しない部分
支出証拠書類の 支出同 支払精算書	刑事部捜査第一課	平成14年度 国費	捜査本部の名称。	収入金額及び支払金額の記載件数並びに月額合計。 捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、 支払事由、出納金額。
		平成14年度 県費		
		平成14年度 国費, 捜査本部(平成14年5月起)		
		平成14年度 県費, 捜査本部(平成14年5月起)		
		平成15年度 国費		
		平成15年度 県費		
		平成15年度 国費, 捜査本部(平成15年4月起)		
		平成15年度 県費, 捜査本部(平成15年5月起)		
	刑事部捜査第二課	平成14年度 国費		
		平成14年度 県費		
		平成15年度 国費		
		平成15年度 県費		
	刑事部鑑識課	平成14年度 国費		
		平成15年度 国費		
	新潟中央警察署	平成14年度 国費		
		平成15年度 国費		
	新潟東警察署	平成14年度 国費		
		平成15年度 国費		
	新潟西警察署	平成14年度 国費		
		平成15年度 国費		
	刑事部捜査第一課	平成14年度 国費, 捜査本部(平成14年4月起)		
		平成14年度 県費, 捜査本部(平成15年1月起)		
		平成14年度 国費, 捜査本部(平成15年2月起)		
		平成15年度 県費, 捜査本部(平成15年9月起)		
	平成14年度及び平成15年度に、刑事部捜査第一課、同鑑識課、新潟中央警察署、新潟東警察署、新潟西警察署が支出した捜査費(国費、県費)に係るもの(下欄のものを除く)。			
	刑事部捜査第二課の激励労費の支出に係るもの。			
			捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、 支払事由、出納金額。 全て。	
			支払精算書の添付書類「出席者一覽表」の警部補以下の階級の警察官及びこれに相当する職にある者の姓及び名前的一部。	

(別紙)

非公開部分一覽表Ⅱ

平成16年12月24日付け広第210号関係

文書の種類		公開しない部分	
現金出納簿	警察本部少年課 平成15年度 県費	収入金額及び支払金額の件数並びに個別の出納額。	
支出証拠書類の 捜査費総括表	警察本部交通指導課 平成15年度 県費	収入金額及び支払金額の月額合計。 捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、 支払事由。	
支出証拠書類の 支出伺 支払精算書	警察本部少年課 平成15年度 県費	前月からの繰越額、本月受入額、本月支払額及び残額。	
	警察本部交通指導課 平成15年度 県費		
	警察本部少年課 平成15年度 県費		
	警察本部交通指導課 平成15年度 県費		

(別紙)

非公開部分一覧表Ⅲ

平成16年12月24日付け広第211号関係

文書の種類		公開しない部分	
現金出納簿	警察本部少年課	平成15年度	県費
			収入金額及び支払金額の件数並びに個別の出納額。
	警察本部交通指導課	平成15年度	県費
			収入金額及び支払金額の月額合計。
支出証拠書類の 捜査費総括表	警察本部少年課	平成15年度	県費
			捜査費の交付に係る出納年月日、交付を受けた職員の階級・氏名、 支払事由。
	警察本部交通指導課	平成15年度	県費
			前月からの繰越額、本月受入額、本月支払額及び残額。
支出証拠書類の 支出同 支払精算書	警察本部少年課	平成15年度	県費
			全て。

(別紙)
(様式例2)

取扱者	補助者	出納簿登記	
①	②	①	②

県費捜査費支出伺

平成 年 ③ 月 日

支出額

¥

④

ただし、下記内訳のとおり

記

官職	氏名	金額	支出事由	交付年月日	領収印
⑤		⑥	⑦	⑧	⑨

(注) 取扱者等が捜査員に捜査費を交付する際に作成する書類である。

(別紙)
(様式例3)

取扱者	補助者	出納簿登記	
①	②	①	②

平成 年 ③ 月 日

県費捜査費支払精算書

④ 課(署)長 殿

階級 氏名 ⑤ 印

平成 年 ⑥ 月 日 交付の捜査費の精算(下記内訳のとおり)

1 交付額	¥	⑦
2 支払額	¥	⑧
3 差引過不足(△)額	¥	⑨

(内訳)

支払年月日	支払事由	金額
⑩	⑪	⑫

返納額 返納 上記の精算の結果の ⑬ の 年月日 平成 年 ⑬ 月 日	領収印 ⑭
不足額 領収	

(注) 捜査員が自ら執行した捜査費を精算するために取扱者に提出する書類である。

(別紙)
(様式例巻)

県費立替払報告書

平成 年 10 月 日

2 課(署)長 殿

階級 氏名 3

¥ 4

上記の金額を下記のとおり立替えましたので報告いたします。
記

支払年月日	金額	債主住所氏名	支払事由	備考
5	6	7	8	9

平成 年 10 月 日

(中間)取扱者確認印
11

(注) 捜査員が突発事案等に応急的に対応する必要に迫られ、一時的に私費を立て替えた場合に、当該立替払額について取扱者の確認を受けるための書類である。

(別紙)
(様式例5)

取扱者	補助者	出納簿登記	
①	②	①	②

平成 年 ③ 月 日

県費捜査費交付書兼支払精算書

④ 課(警察署)長 殿

階級 氏名 ⑤ 印

⑥ 月分捜査諸雑費の交付及び精算(内訳下記のとおり)

1	交 付 額	¥	⑦	記
2	支 払 額	¥	⑧	
3	返 納 額	¥	⑨	

(内訳)

交付年月日	官 職	交 付 者 名	交 付 額	支 払 額	返 納 額	確認印
⑩	⑪		⑫	⑬	⑭	⑮

- (注) ① 中間交付者が取扱者から交付を受けた捜査諸雑費を登録職員に交付する場合の書類である。
 ② 中間交付者が取扱者に自らが扱う登録職員分の捜査諸雑費を精算するための書類である。

(別紙)
(様式例⑤)

平成 年 21 月 日

支 払 伝 票 (県 費)

階級

氏名

2

④

支払年月日	金額	支払先	支払事由
3	4	5	6
合 計			

(領収書等貼付欄)

7

(注) 登録職員が自ら執行した捜査諸雑費を中間交付者に報告するための書類である。

これは正本である。

平成 22 年 7 月 30 日

新潟地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 長 谷 川 涼 子

